

令和 7 年第 4 回かほく市議会定例会議案

(その 1 )

令和7年第4回かほく市議会定例会提出議案一覧表（その1）

議案第64号	専決処分の承認を求めることについて （令和7年度かほく市一般会計補正予算（第6号））	1
議案第65号	令和7年度かほく市一般会計補正予算（第7号）	13
議案第66号	令和7年度かほく市墓地特別会計補正予算（第1号）	75
議案第67号	令和7年度かほく市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	83
議案第68号	令和7年度かほく市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	95
議案第69号	令和7年度かほく市介護保険特別会計補正予算（第1号）	103
議案第70号	令和7年度かほく市水道事業会計補正予算（第2号）	119
議案第71号	令和7年度かほく市下水道事業会計補正予算（第3号）	127

議案第 64 号

専決処分の承認を求めるについて

令和 7 年度かほく市一般会計補正予算（第 6 号）を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 1 月 27 日提出

かほく市長 油野 和一郎

専 決 第 8 号

専 決 処 分 書

令和 7 年度かほく市一般会計補正予算（第 6 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 10 月 24 日専決

かほく市長　油野　和一郎

令和 7 年度 かほく市一般会計補正予算（第 6 号）

## 令和 7 年度 かほく市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度のかほく市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 155,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,952,000 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

### （地方債の補正）

- 第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 10 月 24 日

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13. 分担金及び負担金		69,124	54	69,178
	1. 負担金	69,124	54	69,178
15. 国庫支出金		3,093,734	6,670	3,100,404
	1. 国庫負担金	1,896,707	6,670	1,903,377
16. 県支出金		2,071,911	81,548	2,153,459
	2. 県補助金	1,190,936	81,548	1,272,484
20. 繰越金		251,920	7,628	259,548
	1. 繰越金	251,920	7,628	259,548
22. 市債		1,938,300	59,100	1,997,400
	1. 市債	1,938,300	59,100	1,997,400
歳 入 合 計		21,797,000	155,000	21,952,000

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11. 災害復旧費		709, 967	155, 000	864, 967
	2. 農林水産施設災害復旧費	78, 177	145, 000	223, 177
	3. 公共土木施設災害復旧費	626, 858	10, 000	636, 858
歳 出 合 計		21, 797, 000	155, 000	21, 952, 000

第2表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地農業用施設事業 災害復旧事業	1,500	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	56,900	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
道路橋りょう事業 道害復旧事業	58,000				61,700			

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

#### 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13. 分担金及び負担金	69,124	54	69,178
15. 国庫支出金	3,093,734	6,670	3,100,404
16. 県支出金	2,071,911	81,548	2,153,459
20. 繰越金	251,920	7,628	259,548
22. 市債	1,938,300	59,100	1,997,400
歳入合計	21,797,000	155,000	21,952,000

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
11. 災害復旧費	709,967	155,000	864,967	88,218	59,100	54	7,628
歳 出 合 計	21,797,000	155,000	21,952,000	88,218	59,100	54	7,628

## 2. 歳 入

(款) 13 分担金及び負担金 (項) 1 負担金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区分	金額	
4 災害復旧費負担金	60	54	114	1 農林水産業施設災害復旧費負担金	54	農地災害復旧費地元負担金 54
計	69,124	54	69,178			

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

3 災害復旧費国庫負担金	99,383	6,670	106,053	1 公共土木施設災害復旧費負担金	6,670	道路橋りょう災害復旧費負担金 6,670
計	1,896,707	6,670	1,903,377			

(款) 16 県支出金 (項) 2 県補助金

7 災害復旧費県補助金	65,938	81,548	147,486	2 農林水産業施設災害復旧費補助金	81,548	農地農業用施設災害復旧費補助金 81,548
計	1,190,936	81,548	1,272,484			

(款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰越金	251,920	7,628	259,548	1 前年度繰越金	7,628	前年度繰越金 7,628
計	251,920	7,628	259,548			

(款) 22 市債 (項) 1 市債

9 災害復旧債	314,200	59,100	373,300	2 農林水産業施設災害復旧事業債	55,400	農地農業用施設災害復旧事業債 55,400
				3 公共土木施設災害復旧事業債	3,700	道路橋りょう災害復旧事業債 3,700
計	1,938,300	59,100	1,997,400			

### 3. 歳出

(款) 11 災害復旧費 (項) 2 農林水産施設災害復旧費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 農林水産施設災害復旧費	78,177	145,000	223,177	81,548	55,400	54	7,998	12 委託料 14 工事請負費	5,000 140,000	○農地農業用施設災害復旧事業 145,000 12 委託料 5,000 測量設計委託料 5,000 14 工事請負費 140,000 工事請負費 140,000
計	78,177	145,000	223,177	81,548	55,400	54	7,998			

(款) 11 災害復旧費 (項) 3 公共土木施設災害復旧費

1 公共土木施設災害復旧費	626,858	10,000	636,858	6,670	3,700		△370	14 工事請負費	10,000	○道路橋りょう災害復旧事業 10,000 14 工事請負費 10,000 工事請負費 10,000
計	626,858	10,000	636,858	6,670	3,700		△370			



令和 7 年度 かほく市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 6 5 号

令和 7 年度 かほく市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 7 年度のかほく市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,275,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,322,700 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 1 月 27 日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11. 地方交付税		6,088,870	172,705	6,261,575
	1. 地方交付税	6,088,870	172,705	6,261,575
15. 国庫支出金		3,100,404	178,473	3,278,877
	1. 国庫負担金	1,903,377	153,437	2,056,814
	2. 国庫補助金	1,188,433	24,749	1,213,182
	3. 委託金	8,594	287	8,881
16. 県支出金		2,153,459	306,697	2,460,156
	1. 県負担金	681,162	73,620	754,782
	2. 県補助金	1,272,484	233,077	1,505,561
18. 寄附金		404,809	82,845	487,654
	1. 寄附金	404,809	82,845	487,654
19. 繰入金		1,346,568	333,086	1,679,654
	1. 他会計繰入金	2	111	113
	2. 基金繰入金	1,346,566	332,975	1,679,541
20. 繰越金		259,548	43,800	303,348
	1. 繰越金	259,548	43,800	303,348
21. 諸収入		312,708	95,494	408,202
	5. 雑入	290,932	95,494	386,426
22. 市債		1,997,400	61,900	2,059,300
	1. 市債	1,997,400	61,900	2,059,300
歳 入 合 計		21,952,000	1,275,000	23,227,000

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議会費		158, 013	2, 943	160, 956
	1. 議会費	158, 013	2, 943	160, 956
2. 総務費		2, 544, 459	171, 156	2, 715, 615
	1. 総務管理費	2, 062, 553	142, 559	2, 205, 112
	2. 徴税費	203, 257	25, 835	229, 092
	3. 戸籍住民基本台帳費	133, 759	379	134, 138
	4. 選挙費	101, 760	△329	101, 431
	5. 統計調査費	24, 704	858	25, 562
3. 民生費	6. 監査委員費	18, 426	1, 854	20, 280
		7, 281, 698	576, 989	7, 858, 687
	1. 社会福祉費	3, 133, 427	270, 213	3, 403, 640
	2. 児童福祉費	3, 834, 030	301, 840	4, 135, 870
4. 衛生費	3. 生活保護費	314, 241	4, 936	319, 177
		1, 301, 051	25, 839	1, 326, 890
	1. 保健衛生費	939, 831	25, 839	965, 670
5. 労働費		24, 815	19	24, 834
	1. 労働諸費	24, 815	19	24, 834
6. 農林水産業費		639, 480	1, 576	641, 056
	1. 農業費	455, 409	1, 576	456, 985
7. 商工費		342, 588	△7, 019	335, 569
	1. 商工費	342, 588	△7, 019	335, 569
8. 土木費		1, 578, 575	48, 175	1, 626, 750
	1. 土木管理費	66, 663	21, 320	87, 983
	2. 道路橋りょう費	629, 488	1, 834	631, 322
	4. 都市計画費	812, 215	921	813, 136

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	5. 住宅費	38,103	24,100	62,203
9. 消防費		1,836,297	237,293	2,073,590
	1. 消防費	1,836,297	237,293	2,073,590
10. 教育費		2,839,927	70,373	2,910,300
	1. 教育総務費	138,802	7,917	146,719
	2. 小学校費	602,584	9,691	612,275
	3. 中学校費	339,779	19,253	359,032
	4. 社会教育費	520,364	13,089	533,453
	5. 保健体育費	807,959	199	808,158
	6. 学校給食費	430,439	20,224	450,663
11. 災害復旧費		864,967	856	865,823
	3. 公共土木施設災害復旧費	636,858	856	637,714
12. 公債費		2,520,129	146,800	2,666,929
	1. 公債費	2,520,129	146,800	2,666,929
歳 出 合 計		21,952,000	1,275,000	23,227,000

## 第2表 繼越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	能登半島地震被災地区地籍調査事業	10,000千円

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
基幹系業務システム標準化対応業務	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	624, 258千円

第4表 地方債補正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育施設 災害復旧事業（過年度分）	24,300	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関資金及び民間等資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機関資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
社会体育施設 災害復旧事業（過年度分）	25,900			

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公用車整備事業	3,400	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関資金及び民間等資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機関資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	8,000	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
ケーブルテレビ事業	36,000				37,000			
コミュニティ施設整備事業	4,000				4,900			
土地改良総合整備事業	5,400				6,800			
公民館施設整備事業	4,300				4,900			
西田記念哲学館整備事業	13,100				15,400			
道路橋りょう事業 災害復旧事業	61,700				62,600			

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

#### 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税	6,088,870	172,705	6,261,575
15. 国庫支出金	3,100,404	178,473	3,278,877
16. 県支出金	2,153,459	306,697	2,460,156
18. 寄附金	404,809	82,845	487,654
19. 繰入金	1,346,568	333,086	1,679,654
20. 繰越金	259,548	43,800	303,348
21. 諸収入	312,708	95,494	408,202
22. 市債	1,997,400	61,900	2,059,300
歳入合計	21,952,000	1,275,000	23,227,000

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国県支出金	地方債	その他			
1. 議会費	158,013	2,943	160,956	0	0	0	2,943		
2. 総務費	2,544,459	171,156	2,715,615	2,877	6,500	315	161,464		
3. 民生費	7,281,698	576,989	7,858,687	240,470	0	2,932	333,587		
4. 衛生費	1,301,051	25,839	1,326,890	201	0	611	25,027		
5. 労働費	24,815	19	24,834	0	0	0	19		
6. 農林水産業費	639,480	1,576	641,056	0	1,400	0	176		
7. 商工費	342,588	△7,019	335,569	0	0	0	△7,019		
8. 土木費	1,578,575	48,175	1,626,750	15,487	0	5,550	27,138		
9. 消防費	1,836,297	237,293	2,073,590	210,974	0	△12,661	38,980		
10. 教育費	2,839,927	70,373	2,910,300	15,161	2,900	1,317	50,995		
11. 災害復旧費	864,967	856	865,823	0	900	0	△44		
12. 公債費	2,520,129	146,800	2,666,929	0	0	0	146,800		
歳出合計	21,952,000	1,275,000	23,227,000	485,170	11,700	△1,936	780,066		

## 2. 歳 入

(款) 11 地方交付税 (項) 1 地方交付税

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 地方交付税	6,088,870	172,705	6,261,575	1 地方交付税	172,705	普通交付税 172,705
計	6,088,870	172,705	6,261,575			

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,795,424	153,437	1,948,861	1 社会福祉費負担金	104,291	障害者自立支援給付費負担金 81,418 障害児発達支援事業負担金 22,800 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 73
				2 児童福祉費負担金	49,146	児童手当負担金 10,067 施設型給付費負担金 39,079
計	1,903,377	153,437	2,056,814			

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	348,395	19,888	368,283	1 総務管理費補助金	19,888	個人番号カード交付事務費補助金 1,090 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 18,798
2 民生費国庫補助金	213,536	511	214,047	3 生活保護費補助金	511	生活保護適正実施推進事業費補助金 511
4 土木費国庫補助金	440,537	4,350	444,887	2 住宅費補助金	4,350	社会資本整備総合交付金 4,350
計	1,188,433	24,749	1,213,182			

(款) 15 国庫支出金 (項) 3 委託金

1 総務費委託金	295	287	582	2 戸籍住民基本台帳費委託金	287	中長期在留者住居地届出等事務委託費交付金 287
計	8,594	287	8,881			

(款) 16 県支出金 (項) 1 県負担金

2 民生費県負担金	675,932	73,620	749,552	1 社会福祉費負担金	52,108	障害者自立支援給付費負担金 40,708
-----------	---------	--------	---------	------------	--------	----------------------

## (款) 16 県支出金 (項) 1 県負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区分	金額	
(民生費県負担金)				(社会福祉費負担金)		障害児発達支援事業負担金 11,400
				2 児童福祉費負担金	21,512	児童手当負担金 1,973 施設等利用費負担金 19,539
計	681,162	73,620	754,782			

## (款) 16 県支出金 (項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	11,737	1,500	13,237	1 総務管理費補助金	1,500	移住支援事業費補助金 1,500
2 民生費県補助金	207,918	9,265	217,183	1 社会福祉費補助金	7,682	心身障害者医療給付費補助金 7,671 軽度・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費補助金 11
				2 児童福祉費補助金	1,583	ひとり親家庭等医療費給付費補助金 1,583
3 衛生費県補助金	52,286	201	52,487	1 保健衛生費補助金	201	不妊治療支援事業補助金 201
4 農林水産業費県補助金	169,370	7,500	176,870	1 農業費補助金	7,500	地籍調査補助金 7,500
5 土木費県補助金	1,412	2,287	3,699	1 住宅費補助金	2,287	住宅建築物耐震化促進事業補助金 2,287
8 消防費県補助金	663,409	212,324	875,733	1 消防費補助金	212,324	令和6年能登半島地震復興基金交付金(基本メニュー) △48,436 能登創造的復興支援交付金 260,760
計	1,272,484	233,077	1,505,561			

## (款) 18 寄附金 (項) 1 寄附金

1 一般寄附金	401,001	80,917	481,918	1 一般寄附金	817	一般寄附金 817
				2 ふるさと納税寄附金	80,000	ふるさと納税寄附金 80,000

## (款) 18 寄附金 (項) 1 寄附金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区分	金額	
(一般寄附金)				3 企業版ふるさと納税寄附金	100	企業版ふるさと納税寄附金 100
2 教育費寄附金	3,808	1,317	5,125	1 社会教育費寄附金	637	公民館改修寄附金 637
				2 教育総務費寄附金	500	学校教育費寄附金 500
				3 保健体育費寄附金	180	保健体育費寄附金 180
4 衛生費寄附金	0	611	611	1 保健衛生費寄附金	611	保健衛生費寄附金 611
計	404,809	82,845	487,654			

## (款) 19 繰入金 (項) 1 他会計繰入金

2 介護保険特別会計繰入金	1	111	112	1 介護保険特別会計繰入金	111	介護保険特別会計繰入金	111
計	2	111	113				

## (款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	926,424	341,009	1,267,433	1 財政調整基金繰入金	341,009	財政調整基金繰入金	341,009
11 能登半島地震復興基金繰入金	53,517	△8,034	45,483	1 能登半島地震復興基金繰入金	△8,034	能登半島地震復興基金繰入金	△8,034
計	1,346,566	332,975	1,679,541				

## (款) 20 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰越金	259,548	43,800	303,348	1 前年度繰越金	43,800	前年度繰越金	43,800
計	259,548	43,800	303,348				

## (款) 21 諸収入 (項) 5 雜入

3 雜入	290,270	95,494	385,764	1 総務費雑入	215	建物災害共済金	215
------	---------	--------	---------	---------	-----	---------	-----

## (款) 21 諸収入 (項) 5 雜入

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区分	金額	
(雑入)				(総務費雑入)		
				2 民生費雑入	2,821	予防給付プラン作成料 842 建物災害共済金 473 児童手当国庫負担金精算金 1,506
				7 消防費雑入	106	県自主防災リーダー育成講座受講料負担金 106
				8 教育費雑入	92,352	社会教育施設災害復旧費補助金（過年度分） 92,352
計	290,932	95,494	386,426			

## (款) 22 市債 (項) 1 市債

1 総務債	53,900	6,500	60,400	1 総務管理債	6,500	ケーブルテレビ整備事業債 1,000 コミュニティ施設整備事業債 900 公用車整備事業債 4,600
4 農林水産業債	232,200	1,400	233,600	1 農業債	1,400	土地改良総合整備事業債 1,400
8 教育債	393,700	2,900	396,600	3 社会教育債	2,900	西田記念哲学館整備事業債 2,300 公民館施設整備事業債 600
9 災害復旧債	373,300	51,100	424,400	3 公共土木施設災害復旧事業債	900	道路橋りょう災害復旧事業債 900
				5 文教施設災害復旧事業債	50,200	社会教育施設災害復旧事業債（過年度分） 24,300 社会体育施設災害復旧事業債（過年度分） 25,900
計	1,997,400	61,900	2,059,300			

### 3. 歳出

(款) 1 議会費 (項) 1 議会費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 議会費	158,013	2,943	160,956				2,943	2 納料	2,817	○議員人件費 △3,326 3 職員手当等 △2,164 期末手当 △2,164 4 共済費 △1,162 議員共済負担金 △1,162
								3 職員手当等	△82	
								4 共済費	208	
計	158,013	2,943	160,956				2,943			○職員人件費 6,269 2 納料 2,817 一般職給 2,817 3 職員手当等 2,082 扶養手当 75 通勤手当 51 期末手当 807 勤勉手当 1,149 4 共済費 1,370 職員共済組合負担金 1,370

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

1 一般管理費	732,550	43,658	776,208	43,658	1 報酬	3,449	○特別職人件費 205 3 職員手当等 110 期末手当 110 4 共済費 95 職員共済組合負担金 95
					2 納料	8,930	○職員人件費 37,860 2 納料 8,930 一般職給 8,930 3 職員手当等 12,489 扶養手当 229 通勤手当 174 時間外勤務手当 8,150
					3 職員手当等	13,993	
					4 共済費	5,982	
					8 旅費	30	
					18 負担金、補助及び交付金	11,274	

## (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(一般管理費)							(負担金、補助及び交付金)		管理職手当 △1,104 期末手当 2,207 勤勉手当 2,814 住居手当 814 児童手当 △300 宿日直手当 △495 4 共済費 5,167 職員共済組合負担金 5,167 18 負担金、補助及び交付金 11,274 退職手当組合負担金 11,274	
5 財産管理費	197,603	6,760	204,363	4,600			2,160	10 需用費 538 11 役務費 71 17 備品購入費 6,076 26 公課費 75	○一般管理事務費 5,593 1 報酬 3,449 会計年度任用職員報酬 3,449 3 職員手当等 1,394 期末手当 795 勤勉手当 599 4 共済費 720 職員共済組合負担金 248 社会保険料 472 8 旅費 30 費用弁償 30  ○序舎維持管理事業 81 10 需用費 81 光熱水費 81  ○公用車維持管理事業 6,222 11 役務費 71 手数料 71 17 備品購入費 6,076 自動車・車両備品購入費 6,076 26 公課費 75	

## (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(財産管理費)								(公課費)		
6 基金費	206,873	40,000	246,873				40,000	24 積立金	40,000 ○基金積立金 40,000 24 積立金 40,000 まちづくり基金積立金 40,000	
7 企画費	246,371	1,816	248,187	1,500		100	216	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金、補助及び交付金	131 62 23 1,600	
8 情報化推進費	341,123	1,273	342,396	1,000		273	12 委託料	1,273	○ケーブルテレビ事業 1,273 12 委託料 1,273 引込工事委託料 1,273	
9 市民相談費	12,246	358	12,604			358	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費	231 112 59 △44	○消費生活支援事業 358 1 報酬 231 会計年度任用職員報酬 231 3 職員手当等 112 期末手当 60 勤勉手当 52 4 共済費 59	

## (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(市民相談費)								(旅費)		職員共済組合負担金 7 社会保険料 52 8 旅費 △44 費用弁償 △44
10 出張所費	1,194	4,548	5,742				4,548	1 報酬 3,434 3 職員手当等 700 4 共済費 336 8 旅費 78	○高松サービスセンター費 4,548 1 報酬 3,434 会計年度任用職員報酬 3,434 3 職員手当等 700 期末手当 383 勤勉手当 317 4 共済費 336 職員共済組合負担金 133 社会保険料 203 8 旅費 78 費用弁償 78	
12 防犯交通安全対策費	44,232	2,776	47,008				2,776	1 報酬 124 3 職員手当等 △299 4 共済費 △14 7 報償費 500 8 旅費 △35 10 需用費 2,500	○交通安全対策事業 276 1 報酬 124 会計年度任用職員報酬 124 3 職員手当等 △299 期末手当 △163 勤勉手当 △136 4 共済費 △14 職員共済組合負担金 14 社会保険料 △28 7 報償費 500 記念品費 500 8 旅費 △35 費用弁償 △35 ○防犯対策事業 2,500 10 需用費 2,500 光熱水費 2,500	

## (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(防犯交通安全対策費)							(需用費)			
13 諸費	243,343	41,370	284,713	900	215	40,255	7 報償費	22,000	○自治振興事業 1,370 18 負担金、補助及び交付金 1,370 地区集会施設整備事業補助金 1,370	
							11 役務費	5,000		
							12 委託料	13,000		
							18 負担金、補助及び交付金	1,370	○ふるさと納税寄附金事業 40,000 7 報償費 22,000 報償費 22,000 11 役務費 5,000 通信運搬費 1,500 手数料 3,500 12 委託料 13,000 ふるさと納税業務委託料 13,000	
計	2,062,553	142,559	2,205,112	1,500	6,500	315	134,244			

## (款) 2 総務費 (項) 2 徴稅費

1 稅務総務費	127,970	4,357	132,327			4,357	1 報酬	130	○職員人件費 4,145 2 紙料 1,483 一般職給 1,483
							2 紙料	1,483	3 職員手当等 1,738 扶養手当 △351 通勤手当 201 時間外勤務手当 2,500 管理職手当 108 期末手当 △71 勤勉手当 502 住居手当 △351 児童手当 △800 4 共済費 924
							3 職員手当等	1,799	
							4 共済費	945	

## (款) 2 総務費 (項) 2 徴税費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(税務総務費)								(共済費)		職員共済組合負担金 924 ○税務総務事務費 212 1 報酬 130 会計年度任用職員報酬 130 3 職員手当等 61 期末手当 33 勤勉手当 28 4 共済費 21 職員共済組合負担金 8 社会保険料 13
2 賦課徴収費	75,287	21,478	96,765				21,478	12 委託料	21,478	○賦課徴収事務費 21,478 12 委託料 21,478 電算処理システム開発委託料 21,478
計	203,257	25,835	229,092				25,835			

## (款) 2 総務費 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	133,759	379	134,138	1,377	△998	1 報酬	702	○職員人件費 △1,111
						2 給料	△983	2 給料 △983
						一般職給		一般職給 △983
						3 職員手当等	△111	3 職員手当等 △204
						扶養手当		扶養手当 △134
						通勤手当		通勤手当 △14
						時間外勤務手当		時間外勤務手当 △300
						期末手当	85	期末手当 85
						勤勉手当		勤勉手当 248
						住居手当		住居手当 △209
						児童手当	120	児童手当 120
						4 共済費	76	4 共済費 76
						職員共済組合負担金	76	職員共済組合負担金 76

## (款) 2 総務費 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(戸籍住民基本台帳費)							(備品購入費)		○戸籍住民基本台帳事務費 287 17 備品購入費 287 庁用備品購入費 287	
									○住民基本台帳ネットワークシステム管理事業 978 1 報酬 640 会計年度任用職員報酬 640 3 職員手当等 △4 期末手当 △3 勤勉手当 △1 4 共済費 321 職員共済組合負担金 116 社会保険料 205 8 旅費 21 費用弁償 21	
									○市民サービスコーナー事業 225 1 報酬 62 会計年度任用職員報酬 62 3 職員手当等 97 期末手当 52 勤勉手当 45 4 共済費 66 職員共済組合負担金 26 社会保険料 40	
計	133,759	379	134,138	1,377			△998			

## (款) 2 総務費 (項) 4 選挙費

1 選挙管理委員会費	9,825	△329	9,496				△329	2 納料	△17	○職員人件費 △329 2 納料 △17
------------	-------	------	-------	--	--	--	------	------	-----	-------------------------

## (款) 2 総務費 (項) 4 選挙費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(選挙管理委員会費)							3 職員手当等	△24	一般職給 △17 3 職員手当等 △24 扶養手当 △342 通勤手当 51 時間外勤務手当 700 期末手当 △66 勤勉手当 △7 児童手当 △360 4 共済費 △288 職員共済組合負担金 △288	
計	101,760	△329	101,431				4 共済費	△288		
							△329			

## (款) 2 総務費 (項) 5 統計調査費

1 統計調査総務費	6,221	△982	5,239				△982	2 紹介料	△282	○職員人件費 △982
								3 職員手当等	△545	2 紹介料 △282 一般職給 △282 3 職員手当等 △545 扶養手当 △240 通勤手当 △13 期末手当 △103 勤勉手当 △52 住居手当 168 児童手当 △305 4 共済費 △155 職員共済組合負担金 △155
								4 共済費	△155	
2 基幹統計調査費	18,483	1,840	20,323				1,840	1 報酬	185	○国勢調査費 1,840
								3 職員手当等	1,636	1 報酬 185 会計年度任用職員報酬 185 3 職員手当等 1,636 時間外勤務手当 1,555 期末手当 43
								4 共済費	19	

## (款) 2 総務費 (項) 5 統計調査費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(基幹統計調査費)								(共済費)		勤勉手当 38 4 共済費 19 職員共済組合負担金 8 社会保険料 11
計	24,704	858	25,562				858			

## (款) 2 総務費 (項) 6 監査委員費

1 監査委員費	18,426	1,854	20,280				1,854	2 紙料	257	○職員人件費 1,854 2 紙料 257 一般職給 257 3 職員手当等 1,310 扶養手当 594 通勤手当 51 期末手当 205 勤勉手当 100 児童手当 360 4 共済費 287 職員共済組合負担金 287
								3 職員手当等	1,310	
								4 共済費	287	
計	18,426	1,854	20,280				1,854			

## (款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	304,105	4,575	308,680				4,575	1 報酬	386	○職員人件費 1,828 2 紙料 184 一般職給 184 3 職員手当等 1,340 扶養手当 528 時間外勤務手当 200 期末手当 173 勤勉手当 199
								2 紙料	184	
								3 職員手当等	1,340	
								4 共済費	396	

## (款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(社会福祉総務費)							22 償還金、利子及び割引料	1,758	児童手当 240 4 共済費 304 職員共済組合負担金 304  ○社会福祉総務事務費 789 1 報酬 256 会計年度任用職員報酬 256 3 職員手当等 450 期末手当 244 勤勉手当 206 4 共済費 83 職員共済組合負担金 33 社会保険料 50  ○生活困窮者自立支援事業 1,758 22 償還金、利子及び割引料 1,758 過年度国庫支払金等返還金 1,758  ○おくやみワンストップ事業 200 1 報酬 130 会計年度任用職員報酬 130 3 職員手当等 61 期末手当 33 勤勉手当 28 4 共済費 9 職員共済組合負担金 4 社会保険料 5	
2 障害者福祉費	1,130,204	245,470	1,375,674	164,008			81,462	2 納付金 1,732 3 職員手当等 1,554	○心身障害者医療費給付事業 25,570 19 扶助費 25,570 心身障害者医療給付費 25,570	

## (款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(障害者福祉費)							4 共済費	337	○障害者自立支援給付費 174,208	
							19 扶助費	234,073	2 紙料 3,598	
							22 償還金、利子及び割引料	7,774	一般職給 3,598	
									3 職員手当等 1,741	
									時間外勤務手当 700	
									期末手当 619	
									勤勉手当 422	
									4 共済費 998	
									職員共済組合負担金 998	
									19 扶助費 162,903	
									介護給付費 71,871	
									訓練等給付費 88,171	
									補装具費給付費 2,794	
									軽度・中度難聴児補聴器購入費給付 67	
									22 償還金、利子及び割引料 4,968	
									過年度国庫支払金等返還金 3,312	
									過年度県費支払金等返還金 1,656	
									○障害児発達支援事業 42,886	
									2 紙料 △1,866	
									一般職給 △1,866	
									3 職員手当等 △187	
									扶養手当 263	
									通勤手当 △85	
									期末手当 △427	
									勤勉手当 △420	
									住居手当 182	
									児童手当 300	
									4 共済費 △661	

## (款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特定財源			一般財源	区分			
				国県支出金	地方債	その他					
(障害者福祉費)							(償還金、利子及び割引料)		職員共済組合負担金 △661 19 扶助費 45,600 障害児給付費 45,600  ○障害者自立支援医療費給付事業 2,806 22 償還金、利子及び割引料 2,806 過年度国庫支払金等返還金 2,806		
3 高齢者福祉費	164,548	3,609	168,157	842	2,767	1 報酬 1,017 2 納入料 127 一般職給 127 3 職員手当等 1,006 扶養手当 36 時間外勤務手当 900 期末手当 48 勤勉手当 22 4 共済費 30 職員共済組合負担金 30  ○老人福祉施設管理費 1,171 1 報酬 761 会計年度任用職員報酬 761 3 職員手当等 341 期末手当 183 勤勉手当 158 4 共済費 69 職員共済組合負担金 34 社会保険料 35  ○予防給付プラン作成事業 1,075 1 報酬 126					

## (款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(高齢者福祉費)							(委託料)		会計年度任用職員報酬 126 3 職員手当等 59 期末手当 32 勤勉手当 27 4 共済費 48 職員共済組合負担金 19 社会保険料 29 12 委託料 842 予防給付プラン作成委託料 842  ○いきいきシニア活動推進事業 200 1 報酬 130 会計年度任用職員報酬 130 3 職員手当等 61 期末手当 33 勤勉手当 28 4 共済費 9 職員共済組合負担金 4 社会保険料 5	
4 介護保険費	553,458	16,940	570,398			111	16,829	2 納入料 6,988 3 職員手当等 4,577 4 共済費 2,419 27 繰出金 2,956	○職員人件費 13,984 2 納入料 6,988 一般職給 6,988 3 職員手当等 4,577 扶養手当 △6 通勤手当 62 時間外勤務手当 900 管理職手当 360 期末手当 1,670 勤勉手当 1,591 4 共済費 2,419 職員共済組合負担金 2,419  ○介護保険特別会計繰出金 2,956	

## (款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(介護保険費)								(繰出金)		
5 国民健康保険費	309,626	△616	309,010				△616	1 報酬	839	○職員人件費 △616 1 報酬 839 会計年度任用職員報酬 839 2 紙料 △2,599 一般職給 △2,599 3 職員手当等 1,712 扶養手当 245 通勤手当 △50 時間外勤務手当 1,300 期末手当 99 勤勉手当 219 住居手当 △261 児童手当 160 4 共済費 △597 職員共済組合負担金 △290 社会保険料 △307 8 旅費 29 費用弁償 29
6 国民年金費	10,106	235	10,341				235	1 報酬	130	○国民年金事務費 235 1 報酬 130 会計年度任用職員報酬 130 2 紙料 △193 一般職給 △193 3 職員手当等 319 扶養手当 △198 時間外勤務手当 400 期末手当 △41 勤勉手当 27 住居手当 261 児童手当 △130

## (款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(国民年金費)								(共済費)		
計	3,133,427	270,213	3,403,640	164,008		953	105,252			

## (款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	1,923,809	110,507	2,034,316	72,241	1,506	36,760	1 報酬	180	○職員人件費 8,559
							2 納入料	4,262	2 納入料 4,262
							一般職給	4,262	一般職給 4,262
							3 職員手当等	2,802	3 職員手当等 2,802
							扶養手当	175	扶養手当 175
							通勤手当	264	通勤手当 264
							時間外勤務手当	600	時間外勤務手当 600
							管理職手当	△552	管理職手当 △552
							期末手当	890	期末手当 890
							勤勉手当	1,205	勤勉手当 1,205
○児童手当	221,698	19,515	1,957	1,957	1,957	1,957	児童手当	220	児童手当 220
							4 共済費	1,495	4 共済費 1,495
							職員共済組合負担金	1,495	職員共済組合負担金 1,495
							○児童福祉総務事務費	278	○児童福祉総務事務費 278
							1 報酬	180	1 報酬 180
							会計年度任用職員報酬	180	会計年度任用職員報酬 180
							3 職員手当等	78	3 職員手当等 78
							期末手当	42	期末手当 42
							勤勉手当	36	勤勉手当 36
							4 共済費	20	4 共済費 20
○児童手当給付事業	14,055	14,015	14,015	14,015	14,015	14,015	職員共済組合負担金	8	職員共済組合負担金 8
							社会保険料	12	社会保険料 12
19 扶助費	14,015	14,015	14,015	14,015	14,015	14,015	○児童手当給付事業	14,055	○児童手当給付事業 14,055

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(児童福祉総務費)							(償還金、利子及び割引料)		児童手当給付費 14,015 22 償還金、利子及び割引料 40 過年度国庫支払金等返還金 40	
									○ひとり親家庭等医療費助成事業 5,500 19 扶助費 5,500 ひとり親家庭等医療費援護費 5,500	
									○児童扶養手当給付事業 158 22 償還金、利子及び割引料 158 過年度国庫支払金等返還金 158	
									○母子父子福祉事業 1,050 22 償還金、利子及び割引料 1,050 過年度国庫支払金等返還金 1,050	
									○子ども・子育て支援事業 80,333 18 負担金、補助及び交付金 79,698 運営費負担金 78,158 施設等利用費負担金 594 車両用乳幼児チャイルドシート 購入補助金 946 22 償還金、利子及び割引料 635 過年度国庫支払金等返還金 627 過年度県支払金等返還金 8	
									○赤ちゃんすくすく応援事業 500 7 報償費 500 記念品費 500	

## (款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(児童福祉総務費)								(償還金、利子及び割引料)		
2 こども園費	1,416,432	179,688	1,596,120	3,637	473	175,578	1 報酬	81,502	○こども発達相談支援センター事業 74 22 償還金、利子及び割引料 74 過年度国庫支払金等返還金 74	
							2 紙料	30,988	○職員人件費 53,482 2 紙料 30,601 一般職給 30,601	
							3 職員手当等	35,339	3 職員手当等 11,781 扶養手当 302 通勤手当 549	
							4 共済費	20,888	時間外勤務手当 △100 期末手当 4,516 勤勉手当 5,051	
							8 旅費	1,834	住居手当 768 児童手当 695 4 共済費 11,100	
							10 需用費	9,137	職員共済組合負担金 11,100	
									○こども園一般管理費 2,542 10 需用費 2,542 光熱水費 1,385 修繕費 1,157	
									○こども園運営費 119,415 1 報酬 79,148 会計年度任用職員報酬 79,148	
									3 職員手当等 22,516 期末手当 11,668 勤勉手当 10,848	
									4 共済費 9,364 職員共済組合負担金 3,099 社会保険料 6,265	

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(こども園費)							(需用費)		8 旅費 1,792 費用弁償 1,792 10 需用費 6,595 賄材料費 6,595  ○子育て支援センター事業 2,585 1 報酬 1,876 会計年度任用職員報酬 1,876 3 職員手当等 522 期末手当 234 勤勉手当 288 4 共済費 145 職員共済組合負担金 103 社会保険料 42 8 旅費 42 費用弁償 42  ○ファミリーサポートセンター事業 170 1 報酬 117 会計年度任用職員報酬 117 3 職員手当等 46 期末手当 25 勤勉手当 21 4 共済費 7 職員共済組合負担金 3 社会保険料 4  ○こども家庭センター事業 1,494 1 報酬 361 会計年度任用職員報酬 361 2 給料 387 一般職給 387 3 職員手当等 474	

## (款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(こども園費)								(需用費)		
3 学童保育クラブ費	465,686	10,797	476,483				10,797	1 報酬	7,512	
								3 職員手当等	1,917	
								4 共済費	828	
								8 旅費	380	
								10 需用費	160	
4 児童館費	28,103	848	28,951				848	1 報酬	463	
								3 職員手当等	246	
								4 共済費	49	
								10 需用費	90	

## (款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(児童館費)								(需用費)		職員共済組合負担金 7 社会保険料 42
計	3,834,030	301,840	4,135,870	75,878		1,979	223,983			

## (款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費

1 生活保護費	314,241	4,936	319,177	584	4,352	1 報酬	260	○職員人件費	△8,429
						2 納入料	△4,806	2 納入料	△4,806
						一般職給		一般職給	△4,806
						3 職員手当等	△2,189	3 職員手当等	△2,189
						扶養手当		扶養手当	△542
						通勤手当		通勤手当	△55
						時間外勤務手当	500	時間外勤務手当	500
2 委託料	12,254	704	12,254	12,254	12,254	管理職手当		管理職手当	△360
						期末手当		期末手当	△1,020
						勤勉手当		勤勉手当	△712
						4 共済費	△1,434	4 共済費	△1,434
						職員共済組合負担金	△1,434	職員共済組合負担金	△1,434
						○生活保護事務費	704	○生活保護事務費	704
						12 委託料	704	12 委託料	704
3 生活保護適正化推進事業	407	260	407	260	407	電算処理システム開発委託料		電算処理システム開発委託料	704
						会計年度任用職員報酬		会計年度任用職員報酬	260
						3 職員手当等	121	3 職員手当等	121
						期末手当	65	期末手当	65
						勤勉手当	56	勤勉手当	56
						4 共済費	26	4 共済費	26
						職員共済組合負担金	13	職員共済組合負担金	13
4 社会保険料	13	13	13	13	13	社会保険料	13	社会保険料	13

## (款) 3 民生費 (項) 3 生活保護費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(生活保護費)								(償還金、利子及び割引料)		○生活保護扶助事業 12,254 22 償還金、利子及び割引料 12,254 過年度国庫支払金等返還金 12,254
計	314,241	4,936	319,177	584			4,352			

## (款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	423,128	1,567	424,695				1,567	1 報酬	130	○職員人件費 1,354							
								2 紙料	263	2 紙料 263							
								一般職給	263	一般職給 263							
								3 職員手当等	815	3 職員手当等 815							
								扶養手当	54	扶養手当 54							
通勤手当																	
時間外勤務手当																	
期末手当																	
勤勉手当																	
△3																	
児童手当																	
△60																	
4 共済費																	
276																	
職員共済組合負担金																	
△31																	
社会保険料																	
307																	
○保健福祉センター維持管理事業																	
213																	
1 報酬																	
130																	
会計年度任用職員報酬																	
130																	
3 職員手当等																	
61																	
期末手当																	
33																	
勤勉手当																	
28																	
4 共済費																	
22																	
職員共済組合負担金																	
9																	

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(健康推進費)							(償還金、利子及び割引料)		22 償還金、利子及び割引料 113 過年度国庫支払金等返還金 113	
3 環境衛生費	131,440	7,114	138,554				7,114	2 紙料	△2,144	○職員人件費 △886 2 紙料 △2,144 一般職給 △2,144 3 職員手当等 1,308 扶養手当 204 通勤手当 △101 時間外勤務手当 1,300 期末手当 △336 勤勉手当 △259 児童手当 500 4 共済費 △50 職員共済組合負担金 △50
								18 負担金、補助及び交付金	8,000	○環境保全対策事業 2,500 18 負担金、補助及び交付金 2,500 空家等対策補助金 2,500
										○カーボンニュートラル推進事業 5,500 18 負担金、補助及び交付金 5,500 太陽光発電システム等設置補助金 5,200 生ごみ処理機器設置費補助金 300

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
計	939, 831	25, 839	965, 670	201		611	25, 027			

(款) 5 労働費 (項) 1 労働諸費

1 労働諸費	10,012	300	10,312				300	10 需用費	300	○市営駐車場・駐輪場維持管理事業 300
										10 需用費 修繕費 300
2 バス運行対策費	14,803	△281	14,522				△281	2 給料	△461	○職員人件費 2 給料 一般職給 3 職員手当等 4 共済費
										△461 △461 △461 198 △18
計	24,815	19	24,834				19			扶養手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 4 共済費 職員共済組合負担金

(款) 6 農林水產業費 (項) 1 農業費

## (款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(農業委員会費)								(共済費)		
2 農業総務費	11,201	△3,358	7,843				△3,358	2 紙料	△1,226	
								3 職員手当等	△1,588	
								4 共済費	△544	
3 農業振興費	34,214	159	34,373				159	1 報酬	104	
								3 職員手当等	44	
								4 共済費	11	
5 農地費	327,221	1,914	329,135		1,400		514	18 負担金、補助及び交付金	1,914	
								○市単土地改良事業	1,914	
								18 負担金、補助及び交付金	1,914	
								工事補助金	1,914	

## (款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
7 地籍調査費	29,016	1,003	30,019				1,003	2 納入料	251	○職員人件費 1,003 2 納入料 251 一般職給 251 3 職員手当等 461 扶養手当 12 時間外勤務手当 300 期末手当 72 勤勉手当 77 4 共済費 291 職員共済組合負担金 291
計	455,409	1,576	456,985		1,400		176			

## (款) 7 商工費 (項) 1 商工費

1 商工総務費	52,970	△7,019	45,951				△7,019	2 納入料	△4,511	○職員人件費 △7,019 2 納入料 △4,511 一般職給 △4,511 3 職員手当等 △1,298 扶養手当 △120 通勤手当 33 時間外勤務手当 700 管理職手当 △468 期末手当 △843 勤勉手当 △600 4 共済費 △1,210 職員共済組合負担金 △1,210
								3 職員手当等	△1,298	
								4 共済費	△1,210	
計	342,588	△7,019	335,569				△7,019			

## (款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費

1 土木総務費	66,663	21,320	87,983				21,320	2 納入料	9,569	○職員人件費 21,320 2 納入料 9,569
---------	--------	--------	--------	--	--	--	--------	-------	-------	------------------------------

## (款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(土木総務費)							3 職員手当等	7,792	一般職給 9,569 3 職員手当等 7,792 扶養手当 772 通勤手当 482 時間外勤務手当 400 管理職手当 192 期末手当 2,591 勤勉手当 2,385 児童手当 970 4 共済費 3,959 職員共済組合負担金 3,959	
計	66,663	21,320	87,983				4 共済費	3,959		

## (款) 8 土木費 (項) 2 道路橋りょう費

2 道路橋りょう維持費	622,671	1,834	624,505			1,834	2 納付	863	○道路橋りょう維持管理事業 1,834
							3 職員手当等	742	2 納付 863 一般職給 863 3 職員手当等 742 扶養手当 108 通勤手当 △51 管理職手当 360 期末手当 284 勤勉手当 421 児童手当 △380 4 共済費 229 職員共済組合負担金 229
							4 共済費	229	
計	629,488	1,834	631,322			1,834			

## (款) 8 土木費 (項) 4 都市計画費

2 公園費	75,333	921	76,254				921	2 納付	367	○公園維持管理事業 921
-------	--------	-----	--------	--	--	--	-----	------	-----	---------------

## (款) 8 土木費 (項) 4 都市計画費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(公園費)							(給料)		2 紙料 367	
							3 職員手当等	508	一般職給 367 3 職員手当等 508	
							4 共済費	46	扶養手当 36 時間外勤務手当 100 期末手当 187 勤勉手当 185 4 共済費 46 職員共済組合負担金 46	
計	812,215	921	813,136				921			

## (款) 8 土木費 (項) 5 住宅費

1 住宅管理費	38,103	24,100	62,203	15,487		5,550	3,063	12 委託料	9,900	○公営住宅維持管理事業 9,900
								18 負担金、補助及び交付金	14,200	12 委託料 9,900 公共施設等管理委託料 9,900
計	38,103	24,100	62,203	15,487		5,550	3,063			○住宅総務事務費 14,200 18 負担金、補助及び交付金 14,200 耐震改修工事費等補助金 14,200

## (款) 9 消防費 (項) 1 消防費

1 常備消防費	542,290	39,883	582,173			39,883	2 紙料	8,947	○職員人件費 36,509
							3 職員手当等	19,555	2 紙料 8,947 一般職給 8,947
							4 共済費	8,007	3 職員手当等 19,555 扶養手当 637
									通勤手当 139

## (款) 9 消防費 (項) 1 消防費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(常備消防費)							10 需用費	3,374	時間外勤務手当 5,000 管理職手当 1,128 期末手当 2,460 勤勉手当 3,165 住居手当 △144 特殊勤務手当 200 児童手当 285 管理職員特別勤務手当 1,100 休日勤務手当 4,785 夜間勤務手当 800 4 共済費 8,007 職員共済組合負担金 8,007	
									○消防庁舎維持管理事業 200 10 需用費 200 光熱水費 200	
									○消防資機材等購入事業 3,174 10 需用費 3,174 被服費 3,174	
4 災害対策費	1,228,631	197,410	1,426,041	210,974	△12,661	△903	1 報酬 △501 2 紿料 △2,001 3 職員手当等 △1,423 4 共済費 △858 7 報償費 8,198 8 旅費 △54 10 需用費 1,635		○危機対策事業 338 2 紿料 △2,001 一般職給 △2,001 3 職員手当等 1,787 扶養手当 △144 時間外勤務手当 1,800 管理職手当 360 期末手当 △233 勤勉手当 △136 管理職員特別勤務手当 140 4 共済費 △588 職員共済組合負担金 △588 10 需用費 547	

## (款) 9 消防費 (項) 1 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(災害対策費)							(需用費)		被服費 547	
							11 役務費	164	18 負担金、補助及び交付金 593 自主防災組織リーダー育成事業 負担金 593	
							12 委託料	550	○能登半島地震災害対策事業 187,072	
							18 負担金、補助及び交付金	191,700	1 報酬 △501 会計年度任用職員報酬 △501 3 職員手当等 △3,210 期末手当 △163 勤勉手当 △149 災害派遣手当 △2,898 4 共済費 △270 職員共済組合負担金 △96 社会保険料 △174 8 旅費 △54 費用弁償 △54 18 負担金、補助及び交付金 191,107 被災宅地等復旧工事補助金 186,240 地域コミュニティ施設等再建支援補助金 4,867	
									○能登半島地震被災地区地籍調査事業 10,000	
							7 報償費	8,198	7 報償費 8,198 謝礼 8,198	
							10 需用費	1,088	10 需用費 1,088 消耗品費 1,088	
							11 役務費	164	11 役務費 164 通信運搬費 122 保険料 42	

## (款) 9 消防費 (項) 1 消防費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(災害対策費)								(負担金、補助及び交付金)		
計	1,836,297	237,293	2,073,590	210,974		△12,661	38,980			

## (款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費

2 事務局費	136,683	7,917	144,600				7,917	1 報酬	△2,437	○特別職人件費 △1,163							
								2 給料	4,237	3 職員手当等 △1,037							
								3 職員手当等	4,760	期末手当 △1,037							
								4 共済費	1,357	4 共済費 △126							
										職員共済組合負担金 △126							
○職員人件費																	
2 給料																	
一般職給																	
3 職員手当等																	
扶養手当																	
通勤手当																	
時間外勤務手当																	
管理職手当																	
期末手当																	
勤勉手当																	
住居手当																	
児童手当																	
4 共済費																	
職員共済組合負担金																	
○事務局一般管理費																	
1 報酬																	
会計年度任用職員報酬																	
3 職員手当等																	
期末手当																	
勤勉手当																	

## (款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(事務局費)								(共済費)		
									4 共済費 △726 職員共済組合負担金 △295 社会保険料 △431  ○教育センター費 △292 1 報酬 △189 会計年度任用職員報酬 △189 3 職員手当等 △38 期末手当 △22 勤勉手当 △16 4 共済費 △65 職員共済組合負担金 △24 社会保険料 △41	
計	138,802	7,917	146,719				7,917			

## (款) 10 教育費 (項) 2 小学校費

1 学校管理費	209,665	2,774	212,439	500	2,274	1 報酬	4,939	○職員人件費 △5,332 2 納入 △3,182 一般職給 △3,182 3 職員手当等 △1,277 時間外勤務手当 △50 期末手当 △663 勤勉手当 △564 4 共済費 △873 職員共済組合負担金 △873
						2 納入	△3,182	
						3 職員手当等	441	
						4 共済費	△592	
						8 旅費	38	
						10 需用費	795	○スクールバス運行事業 2,555 1 報酬 1,120 会計年度任用職員報酬 1,120
						17 備品購入費	335	3 職員手当等 720 期末手当 390 勤勉手当 330

## (款) 10 教育費 (項) 2 小学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(学校管理費)							(備品購入費)		4 共済費 47 職員共済組合負担金 47 8 旅費 38 費用弁償 38 10 需用費 630 修繕費 630	
2 教育振興費	190,877	6,917	197,794				6,917	1 報酬 3,313 3 職員手当等 2,777 4 共済費 995 8 旅費 △168	○小学校総合管理費 5,551 1 報酬 3,819 会計年度任用職員報酬 3,819 3 職員手当等 998 期末手当 539 勤勉手当 459 4 共済費 234 職員共済組合負担金 179 社会保険料 55 10 需用費 165 消耗品費 165 17 備品購入費 335 学校備品購入費 335	
									○学校司書配置事業 1,712 1 報酬 828 会計年度任用職員報酬 828 3 職員手当等 707 期末手当 382 勤勉手当 325 4 共済費 177 職員共済組合負担金 56 社会保険料 121 ○特別支援教育支援員配置事業 5,205 1 報酬 2,485	

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費

(单位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(教育振興費)							(旅費)		会計年度任用職員報酬 2,485 3 職員手当等 2,070 期末手当 1,147 勤勉手当 923 4 共済費 818 職員共済組合負担金 275 社会保険料 543 8 旅費 △168 費用弁償 △168	
計	602,584	9,691	612,275		500	9,191				

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費

1 学校管理費	192,647	6,900	199,547			6,900	1 報酬	1,085	○職員人件費	5,763						
							2 紙料	3,387	2 紙料	3,387						
							3 職員手当等	1,350	一般職給	3,387						
							4 共済費	780	通勤手當	51						
							8 旅費	124	期末手當	708						
								勤勉手當	591	勤勉手當	591					
								4 共済費	1,026	共済費	1,026					
								職員共済組合負担金	1,026	職員共済組合負担金	1,026					
								○中学校総合管理費	1,137	○中學校綜合管理費	1,137					
								1 報酬	1,085	1 報酬	1,085					
								会計年度任用職員報酬	1,085	會計年度任用職員報酬	1,085					
								3 職員手当等	174	3 職員手當	174					
								期末手當	91	期末手當	91					
								勤勉手當	83	勤勉手當	83					
								4 共済費	△246	4 共済費	△246					
								社会保険料	△246	社會保險料	△246					
								8 旅費	124	8 旅費	124					
								費用弁償	124	費用弁償	124					

## (款) 10 教育費 (項) 3 中学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(学校管理費)							(旅費)			
2 教育振興費	147,132	12,353	159,485				12,353	1 報酬	2,857	○部活動・地域クラブ活動推進事業 8,640
								3 職員手当等	502	7 報償費 謝礼
								4 共済費	350	8,640
								7 報償費		○外国语指導助手配置事業 2,189
								1 報酬	1,900	1 報酬 会計年度任用職員報酬
								4 共済費	285	4 共済費 職員共済組合負担金
								職員共済組合負担金	96	社会保険料
								社会保険料	189	8 旅費
								8 旅費	4	費用弁償
									4	○教育相談員配置事業 561
								1 報酬	352	1 報酬 会計年度任用職員報酬
								3 職員手当等	168	3 職員手当等 期末手当
								勤勉手当	90	勤勉手当
								4 共済費	41	4 共済費 職員共済組合負担金
								職員共済組合負担金	17	社会保険料
								社会保険料	24	○特別支援教育支援員配置事業 384
								1 報酬	228	1 報酬 会計年度任用職員報酬
								3 職員手当等	156	3 職員手当等 期末手当
								勤勉手当	84	勤勉手当
									72	○学校司書配置事業 579
								1 報酬	377	1 報酬

## (款) 10 教育費 (項) 3 中学校費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(教育振興費)								(旅費)		会計年度任用職員報酬 377 3 職員手当等 178 期末手当 96 勤勉手当 82 4 共済費 24 社会保険料 24
計	339,779	19,253	359,032				19,253			

## (款) 10 教育費 (項) 4 社会教育費

1 社会教育総務費	41,969	7,478	49,447				7,478	2 給料	3,379	○職員人件費 7,478 2 給料 3,379 一般職給 3,379
								3 職員手当等	2,963	3 職員手当等 2,963 扶養手当 54 通勤手当 △41 時間外勤務手当 1,200 期末手当 550 勤勉手当 676 住居手当 524 4 共済費 1,136 職員共済組合負担金 1,136
								4 共済費	1,136	
2 公民館費	27,283	△1,261	26,022	600	637	△2,498	1 報酬	998	○職員人件費 △4,643 2 給料 △2,565 一般職給 △2,565	
							2 給料	△2,565	3 職員手当等 △1,334 通勤手当 △51 時間外勤務手当 △300 期末手当 △531 勤勉手当 △452 4 共済費 △744 職員共済組合負担金 △744	
							3 職員手当等	△889		
							4 共済費	△323		
							8 旅費	87		

## (款) 10 教育費 (項) 4 社会教育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(公民館費)							10 需用費	124	○公民館管理運営事業 3,382 1 報酬 998 会計年度任用職員報酬 998 3 職員手当等 445 期末手当 220 勤勉手当 225 4 共済費 421 職員共済組合負担金 169 社会保険料 252 8 旅費 87 費用弁償 87 10 需用費 124 消耗品費 46 修繕費 78 14 工事請負費 1,307 工事請負費 1,307	
							14 工事請負費	1,307		
3 図書館費	69,583	1,738	71,321				1 報酬	898	○職員人件費 407 2 納入 76 一般職給 76 3 職員手当等 109 通勤手当 57 期末手当 42 勤勉手当 10 4 共済費 222 職員共済組合負担金 222  ○図書館管理運営事業 1,331 1 報酬 898 会計年度任用職員報酬 898 3 職員手当等 356 期末手当 191 勤勉手当 165	
							2 納入	76		
							3 職員手当等	465		
							4 共済費	299		

## (款) 10 教育費 (項) 4 社会教育費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(図書館費)								(共済費)		
5 総合交流促進施設費	69,341	221	69,562				221	2 納入料	115	
								3 職員手当等	27	
								4 共済費	79	
6 西田記念哲学館費	129,742	2,779	132,521		2,300		479	1 報酬	441	
								2 納入料	△515	
								3 職員手当等	△155	
								扶養手当	△78	
								通勤手当	△85	
								時間外勤務手当	400	
								管理職手当	△360	
								期末手当	△45	
								住居手当	13	
								4 共済費	17	
								職員共済組合負担金	17	
								○西田記念哲学館管理運営事業		
									3,432	
								1 報酬	441	
								会計年度任用職員報酬	441	
								3 職員手当等	197	
								期末手当	106	
								勤勉手当	91	
								4 共済費	81	

## (款) 10 教育費 (項) 4 社会教育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(西田記念哲学館費)								(工事請負費)		
7 生涯学習推進費	43,178	577	43,755			80	497	1 報酬	358	○学校を核とした地域力活性化事業 577 1 報酬 358 会計年度任用職員報酬 358 3 職員手当等 51 3 職員手当等 51 期末手当 21 勤勉手当 30 4 共済費 149 4 共済費 149 職員共済組合負担金 149 8 旅費 19 8 旅費 19 費用弁償 19
8 青少年育成費	2,818	244	3,062				244	1 報酬	218	○少年愛護センター事業 244 1 報酬 218 会計年度任用職員報酬 218 4 共済費 26 職員共済組合負担金 11 社会保険料 15
9 国際交流費	16,951	569	17,520				569	1 報酬	540	○国際交流事業 569 1 報酬 540 会計年度任用職員報酬 540 4 共済費 29 職員共済組合負担金 4 社会保険料 25
10 文化財保護費	43,067	744	43,811				744	1 報酬	479	○市史編さん事業 744 1 報酬 479 会計年度任用職員報酬 479

## (款) 10 教育費 (項) 4 社会教育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(文化財保護費)							(職員手当等)		3 職員手当等 186 期末手当 100 勤勉手当 86 4 共済費 79 職員共済組合負担金 33 社会保険料 46	
計	520,364	13,089	533,453		2,900	717	9,472			

## (款) 10 教育費 (項) 5 保健体育費

1 保健体育総務費	123,187	199	123,386		100	99	2 給料	△1,830	○職員人件費 199 2 給料 △1,830 一般職給 △1,830
							3 職員手当等	2,108	3 職員手当等 2,108 扶養手当 42 通勤手当 107 時間外勤務手当 1,600 期末手当 △88 勤勉手当 207 児童手当 240
							4 共済費	△79	4 共済費 △79 職員共済組合負担金 △79
計	807,959	199	808,158		100	99			

## (款) 10 教育費 (項) 6 学校給食費

1 学校給食管理費	430,439	20,224	450,663	15,161		5,063	1 報酬	4,966	○第1学校給食センター管理運営事業 7,661 1 報酬 2,002 会計年度任用職員報酬 2,002
							3 職員手当等	2,560	3 職員手当等 814 期末手当 437
							4 共済費	646	

## (款) 10 教育費 (項) 6 学校給食費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(学校給食管理費)							10 需用費	12,052	勤勉手当 377 4 共済費 221 職員共済組合負担金 111 社会保険料 110 10 需用費 4,624 賄材料費 4,624	
									○第2学校給食センター管理運営事業 12,563 1 報酬 2,964 会計年度任用職員報酬 2,964 3 職員手当等 1,746 期末手当 929 勤勉手当 817 4 共済費 425 職員共済組合負担金 148 社会保険料 277 10 需用費 7,428 賄材料費 7,428	
計	430,439	20,224	450,663	15,161			5,063			

## (款) 11 災害復旧費 (項) 3 公共土木施設災害復旧費

1 公共土木施設災害復旧費	636,858	856	637,714		900		△44	18 負担金、補助及び交付金	856	○道路橋りょう災害復旧事業 856 18 負担金、補助及び交付金 856 区道災害復旧事業補助金 856
計	636,858	856	637,714		900		△44			

## (款) 12 公債費 (項) 1 公債費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 元金	2,411,770	146,800	2,558,570				146,800	22 債還金、利子及び割引料	146,800 ○公債費元金償還事業 146,800 22 債還金、利子及び割引料 146,800 地方債元金償還金 146,800	
計	2,520,129	146,800	2,666,929				146,800			

# 給与費明細書

## 1. 特別職

区分		職員数	給与費					共済費	合計	備考
			報酬	給料	期末手当 (年間支給率:月分)	その他の手当	計			
補正後	市長等	人 3	千円 26,640	千円 9,797 (3.50)	千円 36,437	千円 4,395	千円 40,832			
	議員	15	69,285	25,875 (3.50)	95,160	16,270	111,430			
	他の特別職	1,152	65,252		65,252		65,252			
	計	1,170	134,537	26,640	35,672	196,849	20,665	217,514		
補正前	市長等	3	26,640	10,724 (3.45)	37,364	4,426	41,790			
	議員	15	69,285	28,039 (3.45)	97,324	17,432	114,756			
	他の特別職	1,152	65,252		65,252		65,252			
	計	1,170	134,537	26,640	38,763	199,940	21,858	221,798		
比較	市長等	0	0	△ 927	△ 927	△ 31	△ 958			
	議員	0	0	△ 2,164	△ 2,164	△ 1,162	△ 3,326			
	他の特別職	0	0		0		0			
	計	0	0	△ 3,091	△ 3,091	△ 1,193	△ 4,284			

## 2. 一般職

## (1) 総括

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (566) 354	千円 1,088,039	千円 1,280,322	千円 1,172,696	千円 3,541,057	千円 626,838	千円 4,167,895	
補正前	(545) 359	968,737	1,218,009	1,055,609	3,242,355	577,467	3,819,822	
比較	(21) △ 5	119,302	62,313	117,087	298,702	49,371	348,073	

※( )内は、短時間勤務職員数の外書きである。

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	住居手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 37,825	千円 14,093	千円 84,885	千円 33,948	千円 890,612	千円 19,281	千円 5,315
	補正前	34,930	12,456	49,830	35,112	819,642	17,294	5,115
	比較	2,895	1,637	35,055	△ 1,164	70,970	1,987	200

職員手当 の内訳	区分	児童手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	休日勤務手当	災害派遣手当	夜間勤務手当	選挙事務 従事手当
	補正後	千円 35,895	千円 47	千円 4,315	千円 16,485	千円 5,797	千円 3,500	千円 20,698
	補正前	33,820	542	3,075	11,700	8,695	2,700	20,698
	比較	2,075	△ 495	1,240	4,785	△ 2,898	800	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与費			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	計			
補正後	人 (2) 354	千円 1,280,322	千円 810,669	千円 2,090,991	千円 414,004	千円 2,504,995	
補正前	(2) 359	1,218,009	730,463	1,948,472	378,819	2,327,291	
比較	(0) △ 5	62,313	80,206	142,519	35,185	177,704	

※( )内は、短時間勤務職員数の外書きである。

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	住居手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 37,825	千円 14,093	千円 84,885	千円 33,948	千円 528,585	千円 19,281	千円 5,315
補正前		34,930	12,456	49,830	35,112	494,496	17,294	5,115
比較		2,895	1,637	35,055	△ 1,164	34,089	1,987	200

職員手当 の内訳	区分	児童手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	休日勤務手当	災害派遣手当	夜間勤務手当	選挙事務 従事手当
	補正後	千円 35,895	千円 47	千円 4,315	千円 16,485	千円 5,797	千円 3,500	千円 20,698
補正前		33,820	542	3,075	11,700	8,695	2,700	20,698
比較		2,075	△ 495	1,240	4,785	△ 2,898	800	- 01 -

## イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 濟 費	合 計	備 考
		報 酉	給 料	職員手当	計			
補 正 後	人 (564) 0	千円 1,088,039	千円	千円 362,027	千円 1,450,066	千円 212,834	千円 1,662,900	
補 正 前	(543) 0	968,737		325,146	1,293,883	198,648	1,492,531	
比 較	(21) 0	119,302		36,881	156,183	14,186	170,369	

※ ( )内は、短時間勤務職員数の外書きである。

職員手当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当
	補 正 後	千円 196,399	千円 165,628
	補 正 前	176,962	148,184
	比 較	19,437	17,444

(2) 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	62,313	給与改定に伴う増	41,438		
		その他の増減	20,875	育児休業、人事異動等に伴うもの	
職員手当	117,087	給与改定に伴う増	23,185	期末勤勉手当等	
		その他の増減	93,902	育児休業、人事異動等に伴うもの	



令和 7 年度 かほく市墓地特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 6 号

令和 7 年度 かほく市墓地特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度のかほく市墓地特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 280 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,780 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 月 27 日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 繰越金		1	280	281
	1. 繰越金	1	280	281
歳 入 合 計		9,500	280	9,780

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 公債費		4,833	280	5,113
	1. 公債費	4,833	280	5,113
歳 出 合 計		9,500	280	9,780

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

#### 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金	1	280	281
歳入合計	9,500	280	9,780

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国県支出金	地方債	その他			
2. 公債費	4,833	280	5,113	0	0	0	280		
歳 出 合 計	9,500	280	9,780	0	0	0	280		

## 2. 歳 入

(款) 4 繰越金 (項) 1 繰越金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 繰越金	1	280	281	1 前年度繰越金	280	前年度繰越金 280
計	1	280	281			

### 3. 歳出

(款) 2 公債費 (項) 1 公債費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
2 利子	2,583	280	2,863				280	22 償還金、利子及び割引料	280	
計	4,833	280	5,113				280	○公債費利子 22 償還金、利子及び割引料 地方債利子償還金	280 280 280	

令和 7 年度 かほく市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 7 号

令和 7 年度 かほく市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度のかほく市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 213, 205 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 399, 205 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 月 27 日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国庫支出金		1	13,208	13,209
	1. 国庫補助金	1	13,208	13,209
4. 県支出金		2,261,896	174,000	2,435,896
	1. 県補助金	2,261,895	174,000	2,435,895
7. 繰越金		1	17,371	17,372
	1. 繰越金	1	17,371	17,372
8. 諸収入		5,508	8,626	14,134
	3. 雑入	2,503	8,626	11,129
歳 入 合 計		3,186,000	213,205	3,399,205

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		74,639	13,421	88,060
	1. 総務管理費	72,173	13,421	85,594
2. 保険給付費		2,202,447	174,250	2,376,697
	1. 保険給付費	2,202,447	174,250	2,376,697
6. 保健事業費		34,239	292	34,531
	1. 保健事業費	34,239	292	34,531
9. 諸支出金		3,053	25,242	28,295
	1. 償還金及び還付加算金	3,053	25,242	28,295
歳 出 合 計		3,186,000	213,205	3,399,205

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

#### 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	1	13,208	13,209
4. 県支出金	2,261,896	174,000	2,435,896
7. 繰越金	1	17,371	17,372
8. 諸収入	5,508	8,626	14,134
歳入合計	3,186,000	213,205	3,399,205

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国県支出金	地方債	その他			
1. 総務費	74,639	13,421	88,060	13,207	0	0	214		
2. 保険給付費	2,202,447	174,250	2,376,697	174,000	0	0	250		
6. 保健事業費	34,239	292	34,531	0	0	0	292		
9. 諸支出金	3,053	25,242	28,295	0	0	8,626	16,616		
歳 出 合 計	3,186,000	213,205	3,399,205	187,207	0	8,626	17,372		

## 2. 歳 入

(款) 3 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区分	金額	
4 総務費国庫補助金	0	13,208	13,208	1 システム整備費補助金	13,208	システム整備費補助金 13,208
計	1	13,208	13,209			

(款) 4 県支出金 (項) 1 県補助金

1 保険給付費等交付金	2,261,895	174,000	2,435,895	1 普通交付金	174,000	普通交付金	174,000
計	2,261,895	174,000	2,435,895				

(款) 7 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰越金	1	17,371	17,372	1 前年度繰越金	17,371	前年度繰越金	17,371
計	1	17,371	17,372				

(款) 8 諸収入 (項) 3 雜入

3 雜入	1	8,626	8,627	1 診療報酬等返還金	8,626	診療報酬等返還金	8,626
計	2,503	8,626	11,129				

### 3. 歳出

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	61,373	13,208	74,581	13,207			1	12 委託料	13,208	○国民健康保険事務費 13,208 12 委託料 13,208 電算処理システム開発委託料 13,208
3 医療費適正化特別対策事業費	5,508	213	5,721				213	1 報酬	130	○医療費適正化特別対策事業費 213 1 報酬 130 会計年度任用職員報酬 130 3 職員手当等 61 期末手当 33 勤勉手当 28 4 共済費 22 職員共済組合負担金 9 社会保険料 13
								3 職員手当等	61	
								4 共済費	22	
計	72,173	13,421	85,594	13,207			214			

(款) 2 保険給付費 (項) 1 保険給付費

1 療養諸費	1,883,880	132,000	2,015,880	132,000			18 負担金、補助及び交付金	132,000	○療養諸費 132,000 18 負担金、補助及び交付金 132,000 一般被保険者給付費 130,000 一般被保険者療養費 2,000
2 高額療養費	310,562	42,000	352,562	42,000			18 負担金、補助及び交付金	42,000	○高額療養費 42,000 18 負担金、補助及び交付金 42,000 一般被保険者高額療養費 42,000
5 葬祭費	2,000	250	2,250				250	18 負担金、補助及び交付金	250 ○葬祭費 250 18 負担金、補助及び交付金 250 葬祭費 250

## (款) 2 保険給付費 (項) 1 保険給付費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(葬祭費)								(負担金、補助及び交付金)		
計	2,202,447	174,250	2,376,697	174,000			250			

## (款) 6 保健事業費 (項) 1 保健事業費

2 特定健康診査等事業費	30,035	292	30,327			292	1 報酬	189	○特定健康診査等事業費 292
							1 報酬	189	1 報酬 189
							3 職員手当等	78	会計年度任用職員報酬 189
							4 共済費	25	3 職員手当等 78 期末手当 42 勤勉手当 36 4 共済費 25 職員共済組合負担金 10 社会保険料 15
計	34,239	292	34,531			292			

## (款) 9 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金

2 償還金	1	25,242	25,243			8,626	16,616	22 償還金、利子及び割引料	25,242	○償還金 25,242
										22 償還金、利子及び割引料 25,242
計	3,053	25,242	28,295			8,626	16,616			過年度返還金 25,242

# 給与費明細書

## 1. 一般職

### (1) 会計年度任用職員

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (6)	千円 4,865	千円	千円 1,832	千円 6,697	千円 1,108	千円 7,805	
補正前	(6)	4,546		1,693	6,239	1,061	7,300	
比較	(0) 0	319		139	458	47	505	

※( )内は、短時間勤務職員数の外書きである。

職員手当 の内訳	区分	期末手当	勤勉手当
	補正後	千円 995	千円 837
	補正前	920	773
	比較	75	64

(2) 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳		説明	備考
		(千円)			
職員手当	139	給与改定に伴う増	139	期末勤勉手当	



令和 7 年度 かほく市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第68号

令和7年度 かほく市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度のかほく市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,866千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ622,366千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月27日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 諸収入		352	350	702
	2. 償還金及び還付加算金	301	350	651
6. 国庫支出金		0	3,516	3,516
	1. 国庫補助金	0	3,516	3,516
歳 入 合 計		618,500	3,866	622,366

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		13,333	3,516	16,849
	2. 徴収費	12,866	3,516	16,382
3. 諸支出金		302	350	652
	1. 償還金及び還付加算金	301	350	651
歳 出 合 計		618,500	3,866	622,366

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

#### 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 諸収入	352	350	702
6. 国庫支出金	0	3,516	3,516
歳入合計	618,500	3,866	622,366

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国県支出金	地方債	その他			
1. 総務費	13,333	3,516	16,849	0	0	0	3,516		
3. 諸支出金	302	350	652	0	0	350	0		
歳 出 合 計	618,500	3,866	622,366	0	0	350	3,516		

## 2. 歳 入

(款) 5 諸収入 (項) 2 償還金及び還付加算金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区分	金額	
2 保険料還付金	300	350	650	1 保険料還付金	350	保険料還付金 350
計	301	350	651			

(款) 6 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	0	3,516	3,516	1 システム整備費補助金	3,516	システム整備費補助金 3,516
計	0	3,516	3,516			

### 3. 歳出

(款) 1 総務費 (項) 2 徴収費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 徴収費	12,866	3,516	16,382				3,516	12 委託料	○徵収事業 3,516 12 委託料 3,516 電算処理システム開発委託料 3,516	
計	12,866	3,516	16,382				3,516			

(款) 3 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金

1 償還金	300	350	650			350		22 償還金、利子及び割引料	350	○償還金 350 22 償還金、利子及び割引料 350 過誤納金還付金 350
計	301	350	651			350				

令和 7 年度 かほく市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第69号

令和7年度 かほく市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度のかほく市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,453千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,477,453千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月27日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国庫支出金		775, 638	△1, 718	773, 920
	2. 国庫補助金	188, 782	△1, 718	187, 064
4. 支払基金交付金		894, 866	412	895, 278
	1. 支払基金交付金	894, 866	412	895, 278
5. 県支出金		485, 580	△1, 262	484, 318
	2. 県補助金	25, 947	△1, 262	24, 685
8. 繰入金		562, 756	1, 775	564, 531
	1. 一般会計繰入金	505, 866	2, 956	508, 822
	2. 基金繰入金	56, 890	△1, 181	55, 709
9. 繰越金		1	22, 246	22, 247
	1. 繰越金	1	22, 246	22, 247
歳 入 合 計		3, 456, 000	21, 453	3, 477, 453

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		51,455	5,023	56,478
	1. 総務管理費	19,476	1,611	21,087
	2. 介護認定審査会費	31,757	3,412	35,169
3. 地域支援事業費		167,876	△6,018	161,858
	1. 介護予防・日常生活支援総合事業費	94,335	1,528	95,863
	2. 包括的支援事業・任意事業費	67,141	△11,676	55,465
	3. 社会保障充実事業費	6,400	4,130	10,530
7. 諸支出金		1,944	22,448	24,392
	1. 償還金及び還付加算金	1,942	22,336	24,278
	2. 繰出金	1	112	113
歳 出 合 計		3,456,000	21,453	3,477,453

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1. 総括

#### 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	775, 638	△1, 718	773, 920
4. 支払基金交付金	894, 866	412	895, 278
5. 県支出金	485, 580	△1, 262	484, 318
8. 繰入金	562, 756	1, 775	564, 531
9. 繰越金	1	22, 246	22, 247
歳入合計	3, 456, 000	21, 453	3, 477, 453

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	51,455	5,023	56,478	805	0	4,218	0
3. 地域支援事業費	167,876	△6,018	161,858	△3,785	0	△2,233	0
7. 諸支出金	1,944	22,448	24,392	0	0	202	22,246
歳 出 合 計	3,456,000	21,453	3,477,453	△2,980	0	2,187	22,246

## 2. 歳 入

(款) 3 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区分	金額	
2 地域支援介護予防事業交付金	18,867	382	19,249	1 現年度分	382	現年度分地域支援介護予防事業交付金 382
3 地域支援包括的支援事業・任意事業交付金	28,313	△2,905	25,408	1 現年度分	△2,905	現年度分地域支援包括的支援事業・任意事業交付金 △2,905
6 事業費補助金	0	805	805	1 介護保険事業費補助金	805	介護保険事業費補助金 805
計	188,782	△1,718	187,064			

(款) 4 支払基金交付金 (項) 1 支払基金交付金

2 地域支援事業支援交付金	25,470	412	25,882	1 現年度分	412	現年度分地域支援事業支援交付金 412
計	894,866	412	895,278			

(款) 5 県支出金 (項) 2 県補助金

1 地域支援介護予防事業交付金	11,791	191	11,982	1 現年度分	191	現年度分地域支援介護予防事業交付金 191
2 地域支援包括的支援事業・任意事業交付金	14,156	△1,453	12,703	1 現年度分	△1,453	現年度分地域支援包括的支援事業・任意事業交付金 △1,453
計	25,947	△1,262	24,685			

(款) 8 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

2 地域支援介護予防事業繰入金	11,791	191	11,982	1 現年度分	191	現年度分地域支援介護予防事業繰入金 191
3 地域支援包括的支援事業・任意事業繰入金	14,156	△1,453	12,703	1 現年度分	△1,453	現年度分地域支援包括的支援事業・任意事業繰入金 △1,453
5 介護事務費等繰入金	51,451	4,218	55,669	1 事務費繰入金	4,218	事務費繰入金 4,218
計	505,866	2,956	508,822			

## (款) 8 繰入金 (項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	56,890	△1,181	55,709	1 介護給付費準備基金繰入金	△1,181	介護給付費準備基金繰入金 △1,181
計	56,890	△1,181	55,709			

## (款) 9 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰越金	1	22,246	22,247	1 前年度繰越金	22,246	前年度繰越金	22,246
計	1	22,246	22,247				

### 3. 歳出

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	15,558	1,611	17,169	805		806	12 委託料	1,611	○介護保険事務費事業 1,611 12 委託料 1,611 電算処理システム開発委託料 1,611	
計	19,476	1,611	21,087	805		806				

(款) 1 総務費 (項) 2 介護認定審査会費

1 認定調査費	19,877	121	19,998		121		1 報酬	△143	○認定調査等事業 121 1 報酬 △143 会計年度任用職員報酬 △143 3 職員手当等 △39 期末手当 △36 勤勉手当 △3 4 共済費 237 職員共済組合負担金 107 社会保険料 130 8 旅費 66 費用弁償 66
							3 職員手当等	△39	
							4 共済費	237	
							8 旅費	66	
2 介護認定審査会費	11,880	3,291	15,171		3,291		1 報酬	2,308	○介護認定審査会事業 3,291 1 報酬 2,308 会計年度任用職員報酬 2,308 3 職員手当等 361 期末手当 195 勤勉手当 166 4 共済費 536 職員共済組合負担金 213 社会保険料 323 8 旅費 86 費用弁償 86
							3 職員手当等	361	
							4 共済費	536	
							8 旅費	86	
計	31,757	3,412	35,169		3,412				

## (款) 3 地域支援事業費 (項) 1 介護予防・日常生活支援総合事業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
2 一般介護予防事業費	23,299	1,528	24,827	573		955			○介護予防普及啓発事業 1,190 1 報酬 458 会計年度任用職員報酬 458 3 職員手当等 568 期末手当 314 勤勉手当 254 4 共済費 164 職員共済組合負担金 64 社会保険料 100	
									○地域リハビリテーション活動支援事業 338 2 納入料 129 一般職給 129 3 職員手当等 115 期末手当 39 勤勉手当 76 4 共済費 70 職員共済組合負担金 70 18 負担金、補助及び交付金 24 退職手当組合負担金 24	
計	94,335	1,528	95,863	573		955				

## (款) 3 地域支援事業費 (項) 2 包括的支援事業・任意事業費

1 包括的支援事業費	61,217	△11,676	49,541	△6,743	△4,933		1 報酬	126	○包括的支援事業 △11,676 1 報酬 126 会計年度任用職員報酬 126 2 納入料 △6,750 一般職給 △6,750 3 職員手当等 △2,353 扶養手当 △73 通勤手当 233
							2 納入料	△6,750	
							3 職員手当等	△2,353	
							4 共済費	△1,054	

## (款) 3 地域支援事業費 (項) 2 包括的支援事業・任意事業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
(包括的支援事業費)							18 負担金、補助及び交付金	△1,645	時間外勤務手当 300 管理職手当 △468 期末手当 △1,541 勤勉手当 △918 住居手当 54 児童手当 60 4 共済費 △1,054 職員共済組合負担金 △1,061 社会保険料 7 18 負担金、補助及び交付金 △1,645 退職手当組合負担金 △1,645	
計	67,141	△11,676	55,465	△6,743		△4,933				

## (款) 3 地域支援事業費 (項) 3 社会保障充実事業費

1 社会保障充実事業	6,400	4,130	10,530	2,385	1,745		1 報酬	2,916	○社会保障充実事業 4,130 1 報酬 2,916 会計年度任用職員報酬 2,916 3 職員手当等 739 期末手当 401 勤勉手当 338 4 共済費 424 8 旅費 51 費用弁償 51
							3 職員手当等	739	
							4 共済費	424	
							8 旅費	51	
計	6,400	4,130	10,530	2,385	1,745				

## (款) 7 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
1 第1号被保険者保険料還付金	1,940	266	2,206				266	22 償還金、利子及び割引料	266	
3 国庫支出金等返還金	1	22,070	22,071			89	21,981	22 償還金、利子及び割引料	22,070	
計	1,942	22,336	24,278			89	22,247			

## (款) 7 諸支出金 (項) 2 繰出金

1 他会計繰出金	1	112	113			113	△1	27 繰出金	112	○一般会計繰出金 112
計	1	112	113			113	△1			27 繰出金 112 一般会計繰出金 112

# 給与費明細書

## 1. 一般職

### (1) 総括

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (9) 6	千円 25,358	千円 23,555	千円 21,476	千円 70,389	千円 13,226	千円 83,615	
補正前	(6) 9	19,693	30,176	22,085	71,954	12,849	84,803	
比較	(3) △3	5,665	△ 6,621	△ 609	△ 1,565	377	△ 1,188	

※( )内は、短時間勤務職員数の外書きである。

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	住居手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 245	千円 551	千円 1,050	千円 360	千円 18,022	千円 936	千円 12
	補正前	318	318	750	828	18,737	882	12
	比較	△ 73	233	300	△ 468	△ 715	54	0

職員手当 の内訳	区分	児童手当
	補正後	千円 300
	補正前	240
	比較	60

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与費			共済費	合計	備考
		給料	職員手当	計			
補正後	人 6	千円 23,555	千円 12,921	千円 36,476	千円 7,564	千円 44,040	
補正前	9	30,176	15,219	45,395	8,560	53,955	
比較	△ 3	△ 6,621	△ 2,298	△ 8,919	△ 996	△ 9,915	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	住居手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 245	千円 551	千円 1,050	千円 360	千円 9,467	千円 936	千円 12
	補正前	318	318	750	828	11,871	882	12
	比較	△ 73	233	300	△ 468	△ 2,404	54	0

職員手当 の内訳	区分	児童手当
	補正後	千円 300
	補正前	240
	比較	60

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 濟 費	合 計	備 考
		報 酉	給 料	職員手当	計			
補 正 後	人 (9)	千円 25,358	千円	千円 8,555	千円 33,913	千円 5,662	千円 39,575	
補 正 前	(6)	19,693		6,866	26,559	4,289	30,848	
比 較	(3) 0	5,665		1,689	7,354	1,373	8,727	

※ ( )内は、短時間勤務職員数の外書きである。

職員手当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当
	補 正 後	千円 4,632	千円 3,923
	補 正 前	3,725	3,141
	比 較	907	782

## (2) 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	$\triangle 6,621$	給与改定に伴う増	767		
		その他の増	$\triangle 7,388$	人事異動等に伴うもの	
職員手当	$\triangle 609$	給与改定に伴う増	997	期末勤勉手当等	
		その他の増減	$\triangle 1,606$	人事異動等に伴うもの	

令和 7 年度 かほく市水道事業会計補正予算（第 2 号）

## 議案第70号

## 令和7年度 かほく市水道事業会計補正予算（第2号）

## （総則）

第1条 令和7年度のかほく市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

## （収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度かほく市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出  (科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 水道事業費用 第 1 項 営業費用	721, 678千円 665, 764千円	8, 121千円 8, 121千円	729, 799千円 673, 885千円

## （資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額262,550千円は当年度分消費税資本的取支調整額40,247千円、過年度分損益勘定留保資金145,949千円及び当年度分損益勘定留保資金76,354千円で補てんするものとする。）。

収 入  (科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 資本的収入 第 2 項 工事負担金	649, 850千円 223, 780千円	21, 100千円 21, 100千円	670, 950千円 244, 880千円

支 出  (科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 資本的支出	896, 176千円	37, 324千円	933, 500千円

第 1 項	建 設 改 良 費	7 2 5 , 1 4 7 千円	3 7 , 3 2 4 千円	7 6 2 , 4 7 1 千円
-------	-----------	------------------	----------------	------------------

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	4 2 , 5 2 6 千円	4 , 0 7 5 千円	4 6 , 6 0 1 千円

令和7年11月27日提出

かほく市長 油野 和一郎

令和 7 年度 かほく市水道事業会計補正予算（第 2 号） 実施明細書  
収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款 项	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	合 计	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 水道事業費用		721,678	8,121	729,799			
1. 営業費用		665,764	8,121	673,885			
2. 配水及び給水費		136,546	6,300	142,846	7. 委託料	6,300	包括民間委託電気料金精算 6,300
4. 業務費		66,501	952	67,453	1. 紙料	376	紙料 376
					2. 手当	275	期末手当 98 勤勉手当 177
					3. 法定福利費	227	共済組合負担金 155 退職手当組合納付金 72
					24. 賞与引当金	74	期末勤勉手当繰入額 60 法定福利費繰入額 14
					繰入額		
5. 総係費		14,502	869	15,371	1. 紙料	4	紙料 4
					2. 手当	697	扶養手当 276 期末手当 68 勤勉手当 113 児童手当 240
					3. 法定福利費	99	共済組合負担金 98 退職手当組合納付金 1
					24. 賞与引当金	69	期末勤勉手当繰入額 57 法定福利費繰入額 12
					繰入額		

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款 ・ 項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	合 計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的収入		649,850	21,100	670,950			
2. 工事負担金		223,780	21,100	244,880			
	1. 工事負担金	223,780	21,100	244,880	1. 工事負担金	21,100	災害復旧移設補償費（下水道） 21,100

## 支 出

(単位：千円)

款 项	目	既決予定額	補正予定額	合計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的支出		896, 176	37, 324	933, 500			
1. 建設改良費		725, 147	37, 324	762, 471			
	1. 配水設備改良費	609, 703	37, 324	647, 027	1. 紙料	405	給料 405
					2. 手当	1, 285	時間外勤務手当 1, 000 期末手当 103 勤勉手当 182
					3. 法定福利費	441	共済組合負担金 364 退職手当組合納付金 77
					7. 委託料	13, 970	既設管路地震被害想定業務 13, 970
					8. 工事請負費	21, 100	災害復旧工事 21, 100
					24. 賞与引当金 繰入額	123	期末勤勉手当繰入額 102 法定福利費繰入額 21

## 給与費明細書

### 1. 一般職

#### (1) 総括

(単位:千円)

区分		職員数 (人)	給与費				法定福利費	合計	備考
			報酬	給料	手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	3	0	12,694	7,089	19,783	6,592	26,375	
	資本勘定支弁職員	3	0	9,670	5,613	15,283	4,943	20,226	
	合計	6	0	22,364	12,702	35,066	11,535	46,601	
補正前	損益勘定支弁職員	3	0	12,314	6,000	18,314	6,240	24,554	
	資本勘定支弁職員	3	0	9,265	4,226	13,491	4,481	17,972	
	合計	6	0	21,579	10,226	31,805	10,721	42,526	
比較	損益勘定支弁職員	0	0	380	1,089	1,469	352	1,821	
	資本勘定支弁職員	0	0	405	1,387	1,792	462	2,254	
	合計	0	0	785	2,476	3,261	814	4,075	

手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当
	補正後	276	216	1,800	552	9,618	240
	補正前	0	216	800	552	8,658	0
	比較	276	0	1,000	0	960	240

#### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	785	給与改定に伴う増減分	783		
		その他の増減分	2	人事異動等に伴うもの	
職員手当	2,476	給与改定に伴う増減分	411		
		その他の増減分	2,065	人事異動等に伴うもの	



令和 7 年度 かほく市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

## 議案第71号

## 令和7年度 かほく市下水道事業会計補正予算（第3号）

## (総則)

第1条 令和7年度のかほく市下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

## (収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度かほく市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出 (科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 下水道事業費用	1, 641, 744千円	14, 056千円	1, 655, 800千円
第 1 項 営業費用	1, 524, 095千円	14, 056千円	1, 538, 151千円

## (資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額724, 722千円は当年度分消費税資本的収支調整額27, 449千円及び当年度分損益勘定留保資金697, 273千円で補てんするものとする。）。

収 入 (科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 資本的収入	1, 204, 504千円	21, 100千円	1, 225, 604千円
第 1 項 企 業 債	618, 800千円	4, 200千円	623, 000千円
第 2 項 国 県 等 補 助 金	576, 839千円	16, 900千円	593, 739千円

支 出 (科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	1, 923, 029 千円	27, 297 千円	1, 950, 326 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	918, 987 千円	27, 297 千円	946, 284 千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	414, 600 千円	普通貸借 又は 証券発行	年 3.0%以内  (ただし、利 率見直し方 式で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金又は地 方公共団体金融機 構資金について、 その貸付条件によ る。その他の資金に ついては、借入先の 融通条件による。  ただし、企業財政 の都合により据置 期間を短縮し、もし くは繰上償還又は 低利に借換えする ことができる。	補正前と 同じ	補正前と 同じ	補正前と 同じ	補正前と 同じ
災害復旧事業	204, 200 千円				208, 400 千円			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改める。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	21,655千円	6,593千円	28,248千円

令和7年11月27日 提出

かほく市長 油野 和一郎

令和7年度 かほく市下水道事業会計補正予算（第3号） 実施明細書

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款 ・ 項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	合 計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 下水道事業費用		1,641,744	14,056	1,655,800			
1. 営業費用		1,524,095	14,056	1,538,151			
2. ポンプ場施設 管理費	4,998	60	5,058	14. 委託料	60	包括民間委託電気料金精算	60
3. 処理場施設 管理費	225,191	13,600	238,791	14. 委託料	13,600	包括民間委託電気料金精算	13,600
5. 総係費	25,230	396	25,626	1. 紙料	131	給料	131
				2. 手当	87	扶養手当	19
						期末手当	45
						勤勉手当	23
				6. 法定福利費	150	共済組合負担金	70
						退職手当組合納付金	24
						雇用保険料	56
				30. 賞与引当金 繰入額	28	期末勤勉手当繰入額	22
						法定福利費繰入額	6

## 資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款 　・ 项	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	合 計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的収入		1,204,504	21,100	1,225,604			
1. 企業債		618,800	4,200	623,000			
	1. 建設改良債	618,800	4,200	623,000	2. 農業集落排水 事業債	4,200	災害復旧事業債 4,200
2. 国県等補助金		576,839	16,900	593,739			
	1. 国県等補助金	576,839	16,900	593,739	2. 県補助金	16,900	災害復旧分 16,900

## 支 出

(単位：千円)

款 项	目	既決予定額	補正予定額	合計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的支出		1,923,029	27,297	1,950,326			
1. 建設改良費		918,987	27,297	946,284			
	1. 管路施設費	843,914	21,100	865,014	24. 負担金、補助 及び交付金	21,100	災害復旧移設補償負担金（水道） 21,100
	5. 建設改良総係費	12,173	6,197	18,370	1. 紙料	3,293	給料 3,293
					2. 手当	993	住居手当 △ 178 通勤手当 104 時間外勤務手当 400 期末手当 363 勤勉手当 304
					6. 法定福利費	999	共済組合負担金 514 社会保険料 370 退職手当組合納付金 115
					24. 賞与引当金 繰入額	912	期末勤勉手当繰入額 771 法定福利費繰入額 141

## 給与費明細書

## 1. 一般職

## (1) 総括

(単位:千円)

区分		職員数 (人)	給与費				法定福利費	合計	備考
			報酬	給料	手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	1	0	4,784	2,838	7,622	2,570	10,192	
	資本勘定支弁職員	3	0	9,687	4,321	14,008	4,048	18,056	
	合計	4	0	14,471	7,159	21,630	6,618	28,248	
補正前	損益勘定支弁職員	1	0	4,653	2,729	7,382	2,414	9,796	
	資本勘定支弁職員	2	0	6,394	2,557	8,951	2,908	11,859	
	合計	3	0	11,047	5,286	16,333	5,322	21,655	
比較	損益勘定支弁職員	0	0	131	109	240	156	396	
	資本勘定支弁職員	1	0	3,293	1,764	5,057	1,140	6,197	
	合計	1	0	3,424	1,873	5,297	1,296	6,593	

手当の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末勤勉手当	住居手当	児童手当	
	補正後	139	152	550	468	5,602	128	120	
	補正前	120	48	150	468	4,074	306	120	
	比較	19	104	400	0	1,528	△ 178	0	

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	3,424	給与改定に伴う増減分	389		
		その他の増減分	3,035	人事異動等に伴うもの	
職員手当	1,873	給与改定に伴う増減分	205		
		その他の増減分	1,668	人事異動等に伴うもの	

令和 7 年第 4 回かほく市議会定例会議案  
(その 2)

議案第 72 号

かほく市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例の制定について

かほく市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例を次のように定める。

令和7年11月27日提出

かほく市長 油野 和一郎

# かほく市乳児等通園支援事業の設備、運営等の基準に関する条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（第3条から第5条において「最低基準」という。）その他法第34条の15第2項の規定による認可の基準を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### (最低基準の目的)

第3条 最低基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（法第6条の3第23項に規定する内閣府令で定めるものを除く。以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

### (最低基準の向上)

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

### (乳児等通園支援事業者の責務)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

### (一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者

及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業者が行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止を十分に考慮して設けられなければならない。

(非常災害対策)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、不斷の注意を払い、及び訓練を行うよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する乳児等通園支援事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行わなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の乳児等通園支援事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（職員の一般的要件）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所に他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を当該社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはな

らない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に食事を提供する場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法による場合を含む。）には、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(運営規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所ごとに、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 利用乳幼児の保護者から受領する費用の種類、その額及び支払を求める理由
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(帳簿の整備)

第18条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所ごとに、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならぬ。

(乳児等通園支援の内容)

第21条 乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた乳児等通園支援を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第22条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(乳児等通園支援事業の区分)

第23条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて、次項に規定する

余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないものをいう。

- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所若しくは認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第26条第4号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業所に係る利用定員の総数に満たない場合に、当該利用定員の総数から当該利用児童数を減じた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。

（一般型乳児等通園支援事業所の職員）

第25条 一般型乳児等通園支援事業所には、乳児等通園支援従事者（保育士又は市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者をいう。以下この条において同じ。）を置かなければならない。

- 2 一般型乳児等通園支援事業所において、乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1か所につき2人を下回ることはできない。
- 3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該乳児等通園支援従事者のうち1人以上が専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者であるときは、この限りでない。

（1） 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は家庭的保育事業、小規模保育事業その他の事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）が一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

（2） 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が行われ、かつ当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等

の保育士による支援を受けることができるとき。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる余裕活用型乳児等通園支援事業が行われる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（平成24年石川県条例第62号）に定める保育所の設備及び職員の基準
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年石川県条例第40号）に定める幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設備及び職員の基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年石川県条例第40号）に定める幼保連携型認定こども園の設備及び職員の基準
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 かほく市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年かほく市条例第18号）に定める家庭的保育事業等の設備及び職員の基準

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行なうことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行なうことができる。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 73 号

かほく市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について

かほく市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 11 月 27 日提出

かほく市長 油野 和一郎

## かほく市職員等の旅費に関する条例

かほく市職員等の旅費に関する条例（平成16年かほく市条例第47号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行するかほく市職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に關し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 市長、副市長、教育長（以下「市長等」という。）及び法第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その勤務庁（常時勤務する勤務庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (3) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務庁から新勤務庁に旅行することをいう。
- (4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (5) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (7) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したもの

いう。

- (8) 職務の級 かほく市一般職の職員の給与に関する条例（平成16年かほく市条例第45号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による当該級の職務（当該行政職給料表の適用を受けない者については、市長が定めるこれに相当する職務）をいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第28条第4項又は第29条の規定により退職等となったときには、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第2項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で市長が定める額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定

する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 旅行命令権者は、公務遂行上必要と認めた場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合には、次の各号に掲げる旅行につき、当該各号に掲げる区分により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発することができる。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第2項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする時間的余裕がない場合には、旅行命令等に従わないので旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないので旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、第8条に規定する種目及び第9条から第18条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提

出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならぬ。
- 5 第1項に規定する必要な添付書類の種類、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第5条第1項に規定する財務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長等に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他国家公務員等の旅費に関する法律施行令第6条第1項に規定する財務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動

に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他国家公務員等の旅費に関する法律施行令第7条第1項に規定する財務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用（職員が旅行命令権者の承認を受けて私有車を利用する移動にあっては、当該移動に必要な諸雑費に充てるための費用）とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(5) 私有車での移動に通常要する費用を勘案して市長が別に定める費用  
(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表に定める額(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が必要があると認めるときは、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下の号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(退職者等の旅費)

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第20条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第21条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、旅行命令権者が市長に協議して定める旅費とする。

(旅費の調整)

第22条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（私有車移動に係るものを除く。）

（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条各号、第10条各号、第11条第1項各号及び第12条第1号から第4号までに掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び家族移転費（私有車移動に係るもの及び宿泊手當に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の特例)

第24条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第25条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(国家公務員の旅費法の準用)

第26条 外国旅行に係る旅費その他この条例に定める旅費の支給につき、この条例に規定のない事項については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例による。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のかほく市職員等の旅費に関する条例（以下この項から第5項までにおいて「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前のかほく市職員等の旅費に関する条例（以下この項及び第4項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同条第2項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同条第1項に規定する旅行命令権者が同条第2項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2

条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第2項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第2項、第4項、第6項及び第7項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第25条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(かほく市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

- 6 かほく市固定資産評価審査委員会条例（平成16年かほく市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条中「かほく市職員等の旅費に関する条例（平成16年かほく市条例第47号）」を「かほく市職員等の旅費に関する条例（令和7年かほく市条例第　号）」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 7 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成17年かほく市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中「かほく市職員等の旅費に関する条例（平成16年かほく市条例第47号）の規定にかかるわらず国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」を「かほく市職員等の旅費に関する条例（令和7年かほく市条例第　号）」に改める。

(かほく市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 8 かほく市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成16年かほく市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、かほく市職員等の旅費に関する条例（令和7年かほく市条例第　号）に規定する市長等相当額とし、その支給方法については、同条例の例による。

別表を削る。

(かほく市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 9 かほく市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16

年かほく市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「かほく市職員等の旅費に関する条例(平成16年かほく市条例第47号)」を「かほく市職員等の旅費に関する条例(令和7年かほく市条例第号)」に、「6級の職務にある者」を「職務の級が7級以下にある者」に改める。

(かほく市実費弁償に関する条例の一部改正)

10 かほく市実費弁償に関する条例(平成16年かほく市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条中「かほく市職員等の旅費に関する条例(平成16年かほく市条例第47号)」を「かほく市職員等の旅費に関する条例(令和7年かほく市条例第号)」に、「3級以下の職務にある者の」を「職務の級が7級以下にある者」に改める。

(かほく市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

11 かほく市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年かほく市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「かほく市職員等の旅費に関する条例(平成16年かほく市条例第47号)」を「かほく市職員等の旅費に関する条例(令和7年かほく市条例第号)」に、「3級以下の職務にある者」を「職務の級が7級以下にある者」に改める。

(かほく市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

12 かほく市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成16年かほく市条例第169号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、かほく市職員等の旅費に関する条例(令和7年かほく市条例第号)に規定する職務の級が7級以下にある者相当額とする。

別表(第13条関係)

区分	宿泊費基準額(1夜につき)	
	市長等	職務の級が7級以下にある者
北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円

茨城県	15, 000円	11, 000円
栃木県	14, 000円	10, 000円
群馬県	14, 000円	10, 000円
埼玉県	27, 000円	19, 000円
千葉県	24, 000円	17, 000円
東京都	27, 000円	19, 000円
神奈川県	22, 000円	16, 000円
新潟県	22, 000円	16, 000円
富山県	15, 000円	11, 000円
石川県	13, 000円	9, 000円
福井県	14, 000円	10, 000円
山梨県	17, 000円	12, 000円
長野県	15, 000円	11, 000円
岐阜県	18, 000円	13, 000円
静岡県	13, 000円	9, 000円
愛知県	15, 000円	11, 000円
三重県	13, 000円	9, 000円
滋賀県	15, 000円	11, 000円
京都府	27, 000円	19, 000円
大阪府	18, 000円	13, 000円
兵庫県	17, 000円	12, 000円
奈良県	15, 000円	11, 000円
和歌山県	15, 000円	11, 000円
鳥取県	11, 000円	8, 000円
島根県	13, 000円	9, 000円
岡山県	14, 000円	10, 000円
広島県	18, 000円	13, 000円
山口県	11, 000円	8, 000円
徳島県	14, 000円	10, 000円

香川県	21, 000円	15, 000円
愛媛県	14, 000円	10, 000円
高知県	15, 000円	11, 000円
福岡県	25, 000円	18, 000円
佐賀県	15, 000円	11, 000円
長崎県	15, 000円	11, 000円
熊本県	20, 000円	14, 000円
大分県	15, 000円	11, 000円
宮崎県	17, 000円	12, 000円
鹿児島県	17, 000円	12, 000円
沖縄県	15, 000円	11, 000円

議案第 74 号

かほく市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

かほく市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 11 月 27 日提出

かほく市長 油野 和一郎

## かほく市火入れに関する条例の一部を改正する条例

かほく市火入れに関する条例（平成16年かほく市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第14条中「異常乾燥注意報又は火災注意報」を「乾燥注意報の発表又は火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 75 号

かほく市企業立地の促進及び商工業振興に関する条例の全部を改正する条例について

かほく市企業立地の促進及び商工業振興に関する条例の全部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 11 月 27 日提出

かほく市長 油野 和一郎

## かほく市企業立地の促進及び商工業振興に関する条例

かほく市企業立地の促進及び商工業振興に関する条例（平成28年かほく市条例第30号）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 この条例は、本市における企業立地の促進を図るため必要な助成を行うことにより、商工業の健全な発展及び雇用拡大を図り、もって本市経済の活性化に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利の目的をもって規則で定める事業を営む者をいう。
- (2) 工場等 企業の事業の用に供する工場及び事業所をいう。
- (3) 本社機能 企業の総務部門、経理部門、企画部門、研究開発部門、国際事業部門、事業を統括する部門その他これらに類する部門が有する機能をいう。
- (4) 本社機能施設 本社機能を有する施設をいう。ただし、製造機能や営業及び販売機能等は、含まない。
- (5) 新設 市内に事業所を有しない者が、新たに事業所を市内に設置することをいう。
- (6) 増設 市内に事業所を有する者が、事業規模を拡大する目的で、事業所を市内に新たに設置すること又は既設の事業所を拡充することをいう。
- (7) 移設 市内に事業所等を有する者が、その機能の全部又は一部を廃止して、市内の別の場所に当該廃止した機能の全部又は一部を有する事業所を新たに設置することをいう。
- (8) 投資額 事業所の新設又は増設を行うために必要な地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得費並びにこれに準ずる費用をいう。
- (9) 新規雇用者 建設した事業所の操業に伴い、操業開始前12月から操業開始後3月までの間に当該事業所において常時使用する従業員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者に限る。）として新たに採用された者をいう。

### （助成措置）

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内において、次に掲げる助成措置を行うことができる。

- (1) 助成金の交付
- (2) 用地のあっせん
- (3) 道路及び排水路の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、立地条件の改善等で市長が認めるもの

2 前項第1号に規定する助成金の種類は、次のとおりとする

- (1) 工場等立地助成金
- (2) 本社機能移転助成金
- (3) 本社機能移転助成金（工場等併設型）
- (4) 地元企業発注奨励加算
- (5) 工場等適地奨励加算
- (6) 雇用促進助成金

3 前項に規定する助成金の交付基準及び額は、別表に定めるとおりとする。ただし、令和9年4月1日以降に同項に規定する助成金の交付を受けたことがある者については、当該助成金の額を2分の1に減ずる。

（認定の申請等）

第4条 前条に規定する助成措置を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成措置の認定の可否を決定するものとする。

3 市長は、助成措置の認定をするに当たっては、必要な条件を付することができる。

（助成金の交付申請等）

第5条 前条第2項の規定により認定を受けた者（以下「認定を受けた者」という。）は、第3条に規定する助成金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、認定を受けた者に助成金の交付を決定するものとする。ただし、助成金は、最長3年度で分割して交付することができる。

（届出の義務）

第6条 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所が操業を開始したとき。

(2) 第4条第1項又は前条第1項の規定による申請の内容に変更が生じたとき。

(3) 認定に係る事業を廃止し、休止し、又は縮小したとき。

(地位の承継)

第7条 認定を受けた者に相続、譲渡、合併、分割等の変更が生じたときは、当該認定を受けた者に係る事業が継続される場合に限り、当該事業の承継人は、規則で定めるところにより市長の承認を受け、当該認定を受けた者の地位を承継することができる。

(認定の取消し等)

第8条 市長は、認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。

(1) 認定後5年以内に事業を休止し、又は廃止したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により助成措置の認定又は助成金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

2 前項の場合において、市長は、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告及び調査)

第9条 市長は、この条例の施行において、認定を受けた者に対し必要な報告を求め、又は当該施設の立入調査を行うことができる。

(審議会)

第10条 市長の諮問に応じ、助成措置の認定、取消し等について、調査審議をするため、かほく市商工業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(諮問)

第11条 市長は、助成措置を講じようとする場合は、審議会の意見を聴取し、公正な助成措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和9年3月31日までに市長に対しなされているこの条例による改正前のかほく市企業立地の促進及び商工業振興に関する条例第4条第2項の規定により認定を受けた者又は同日までに建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証の交付を受け、かつ、令和9年4月1日以降に本条例第4条第2項の規定により認定を受けた者については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

助成金の区分	交付対象	交付要件		交付額	限度額
工場等立地助成金	工場等	新設	1 投資額の総額が3,000万円以上であること。 2 新規雇用者を5人以上雇用すること。また、新規雇用者のうち3人以上が市民であること。	投資額の総額の100分の10以内	3億円
		増設・移設	1 投資額の総額が2,000万円以上であること。 2 新規雇用者を2人以上雇用すること。また、新規雇用者のうち2人以上が市民であること。	投資額の総額の100分の5以内	2億円
本社機能移転助成金	本社機能施設	新設	1 投資額の総額が3,000万円以上であること。 2 新規雇用者を5人以上雇用すること。また、新規雇用者のうち3人以上が市民であること。 3 助成金の交付申請時に、登記簿に記録された本店所在地がかほく市内であること。	投資額の総額の100分の15以内	3億円

本社機能 移転助成 金（工場 等併設 型）	工場等及 び本社機 能施設	新 設	1 投資額の総額が 3, 000 万円以上であること。 2 新規雇用者を 5 人以上雇用すること。また、新規雇用者のうち 3 人以上が市民であること。 3 助成金の交付申請時に、登記簿に記録された本店所在地がかほく市内であること。	投資額の総額 の 100 分の 15 以内	6 億円
地元企業 発注奨励 加算			1 「工場等立地助成金」「本社機能移転助成金」「本社機能移転助成金（工場等併設型）」のうちいずれかの交付を受けること。 2 投資額の総額のうち、市内企業に直接又は 1 次下請で発注する施設及び設備に要する費用の割合が 10 パーセント以上あること。	助成金の交付額に投資額の 総額の 100 分の 5 に相当 する額を加算する。	加算後の額は、各助成金の限度額を上限とする。
工場等適 地奨励加 算			1 「工場等立地助成金」「本社機能移転助成金」「本社機能移転助成金（工場等併設型）」のうちいずれかの交付を受けること。 2 市の定める工場等適地に工場等若しくは本社機能施設又は両方を新たに設置すること。	助成金の交付額に投資額の 総額の 100 分の 5 に相当 する額を加算する。	加算後の額は、各助成金の限度額を上限とする。
雇用促進 助成金			「工場等立地助成金」「本社機能移転助成金」「本社機能移転助成金（工場等併設型）」のうちいずれかの交付を受けること。	市内居住の新規雇用者 1 人につき 50 万円	—

#### 備考

- 1 この表で使用する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内企業 市内に主たる事業所を有している法人又は個人
  - (2) 市の定める工場等適地 都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する工業地域及びかほく市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例（平成25年度かほく市条例第30号）に規定する工業適正立地区
- 2 工場等立地助成金、本社機能移転助成金及び本社機能移転助成金（工場等併設型）は、一度の申請において重複して申請することはできない。
- 3 助成金の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

議案第 76 号

かほく市火災予防条例の一部を改正する条例について

かほく市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 11 月 27 日提出

かほく市長 油野 和一郎

## かほく市火災予防条例の一部を改正する条例

かほく市火災予防条例（平成16年かほく市条例第170号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）」  
に改める。

第29条中「火災に関する警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

### 第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。  
（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 7 号

石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会の設置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、かほく市は、金沢市、津幡町、内灘町及び白山野々市広域事務組合と消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、次のとおり規約を制定し、石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会を設けるものとする。

令和 7 年 1 月 27 日提出

かほく市長 油野 和一郎

# 石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会規約

## (協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、住民の期待と信頼に応える消防サービスの高度化を図るため、消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

## (協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、石川中央都市圏域消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

## (協議会を設ける団体)

第3条 協議会は、金沢市、かほく市、津幡町及び内灘町並びに白山野々市広域事務組合（以下「関係団体」という。）がこれを設ける。

## (協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、関係団体の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を管理し、及び執行するものとする。

2 前項に基づき管理し、及び執行した事務は、関係団体が行ったものとして、その責任を有する。

## (協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、金沢市泉本町7丁目9番地2金沢市消防局内に置く。

## (協議会の組織)

第6条 協議会は、会長1人、副会長4人及び委員5人（以下これらを「委員等」という。）をもってこれを組織する。

## (会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、それぞれ関係団体の長が協議により定めた関係団体の消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。

4 会長及び副会長は、非常勤とする。

## (委員)

第8条 委員は、関係団体の消防職員のうちから、関係団体の消防長が協議により定めた職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(職員)

第9条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係団体間の配分については、関係団体の消防長が協議により、これを定める。

2 関係団体の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれの消防吏員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(事務処理のための組織)

第10条 会長は、会議を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第11条 会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第12条 会議は、会長がこれを招集する。

2 委員等の3分の1以上の者から会議の招集の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 会議は、委員等の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係団体の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第14条 協議会がその担任する事務を関係団体の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、特に定める場合を除き、当該事務に関する金沢市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を関係団体の当該事務に関する条例等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 金沢市は、協議会の担任する事務に関する条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ、関係団体（金沢市を除く。次項及び次条第3項において同じ。）と協議しなければならない。

3 金沢市長は、協議会の担任する事務に関する条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を関係団体の長及び会長に通知しなければな

らない。

(経費の支弁の方法)

第15条 協議会の担任する事務の管理及び執行に要する経費は、関係団体が負担する。

2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。

3 関係団体は、前項の規定による負担金を金沢市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第16条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係団体が協議して取得し、若しくは設置し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する金沢市の条例等を関係団体の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合における事務の承継については、関係団体の長が協議して定める。

(協議会の規程)

第19条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会について必要な事項について規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

1 無償譲渡する財産

- (1) 名 称 平成 19 年度に総務省「地域情報通信基盤整備推進交付金事業」を活用し、かほく市ケーブルテレビ施設整備工事（伝送路施設）により整備した光ファイバーケーブル等一式
- (2) 所 在 かほく市全域

2 無償譲渡する相手方

石川県金沢市南町 2 番 1 号  
金沢ケーブル株式会社  
代表取締役社長 村中 將起

3 無償譲渡する日

令和 8 年 4 月 1 日

令和 7 年 11 月 27 日提出

かほく市長 油野 和一郎

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次とおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

かほく市長 油野 和一郎

施設の名称	指定管理者		指定期間
	住 所	名 称	
あそびの森 かほ っくる	かほく市 森レ1番地	特定非営利活動法人 クラブパレット 理事長 木村 浩一	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
かほく市金津ソフ トボール場			
かほく市谷公園			
かほく市ケーブル テレビセンター	金沢市 南町2番1号	金沢ケーブル株式会社 代表取締役社長 村中 將起	
かほく市ケーブル テレビ高松サブセ ンター			

市道の路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

路線名	起点	終点	主な 経過地	摘要
市道 木津 93 号線	木津口 56 番 31 地先	木津口 54 番 22 地先		延長 $L = 283.7\text{m}$ 幅員 $W = 6.0\text{m}$

令和 7 年 11 月 27 日提出

かほく市長 油野 和一郎

諮詢第2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するにつき、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

住所 石川県かほく市高松ム35番地5

氏名 岸 洋平

昭和38年4月24日生

令和7年11月27日提出

かほく市長 油野 和一郎